

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（３）				(14.1定)
日 時	平成14年 3月11日（月）	開 議	午後 2時15分	
		散 会	午後 6時19分	
場 所	第 2 委 員 会 室			
議 題	付 託 案 件			
出 席 委 員	佐々木(政)委員長、北野副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・ 齊藤(裕)・新谷・小林・佐々木(勝)・齊藤(陽)・佐野 各委員			
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 消防長 ほか関係理事者			
別紙のとおり、会議の概要を記録する。				
委員長				
署名員				
署名員				
書 記				
記録担当				

○委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に斉藤裕敬委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中島委員が新谷委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代いたしております。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

○市長

本定例会に提案中の議案第36号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案及び議案第37号小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案と、議案第1号平成14年度小樽市一般会計予算との整合性が図られておりませんが、地方自治法の解釈からも法的に問題はないとの考えで提案させていただきました。

しかしながら、この件につきましては、私としては、何よりも議案の説明時に条例案と予算内容との関連で議会に対し事前説明を欠き、その後、一部議員から指摘を受けたにもかかわらず、議会への説明を行わず、誤解を招いたことにつきましては、まことに申し訳なく感じており、特に当初予算という極めて重要な場である当委員会の審議に支障を来すことになりましたことについては、心からおわびを申し上げます。

また、速やかに平成14年度小樽市予算書の関連箇所を訂正せよとのご意見や、合理的な基準により経費が算定されたとは言いがたいとのご指摘がありますが、昨今の地方自治体を取巻く厳しい財政状況にかんがみ、緊急に提案を決定した条例案であり、ご理解を賜りたいと考えております。

なお、今後は、条例提案の内容と予算案の額にそごが生じることのないよう、十分注意してまいります。

以上です。

○委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

それでは、自民党。

○横田委員

◎ＴＴ加配問題について

教育委員会に何点か質問します。

我が党は、私を含めて３人が質問しますので、委員長は８分たったら教えてください。

まず、先日の報道で、ＴＴ加配につきまして、道教委が責任をとるというような報道が出ておりました。これは、私らも、道教委の各種さまざまな文書についてはおかしいということを申し上げております。

その中に、北教組のコメントとして、政治的な意図があるのではないかと、あるいはねらい撃ちでないかというようなコメントがされておりました。これは語るに落ちると言いましょうか、どこでもやっているからいいのであって、たまたま我々がねらわれたというふうにししか聞こえませんが、ちょっとこのコメントはおかしいのかと思っておりますので、冒頭に申し上げます。

緊急質問の中で、加配校に執行委員がどの程度配置されているのかという質問に、14名というご答弁をいただきました。私の質問は、執行委員さんが何人いて、加配校には何人いるのかということだったのですが、私が調べたといえますか、お聞きしている範囲では、執行委員は全部で16人だそうです。17人のうち１人は高校ですので、違

うと思います。16人のうち14人、率にしますと相当高率な配置率になっているわけですね。

この点について、教育委員会の方でちょっとご答弁をお願いいたします。なぜこういう配置になっているのか。

○（学教）総務課長

ただいまのご質問ですが、執行委員16名のうち14人というお話でございますけれども、たまたまT Tの加配校につきましては、学級数の大きい学校からということでございまして、執行委員の選出の方法は私どもはわかりませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

○横田委員

北教組の方はどういうふうに配置しているかわからないというのはもっともなご答弁なのです。しかし、数字的にだれが見ても、16人中のうち14人が加配校におられると。労働軽減だというさまざまな報道がありましたけれども、その辺にそれこそ何か意図がないのかというふうに私どもは感じます。

緊急質問をお願いしたときは、年度別に教えてくれと言いましたが、13年度しか出ておりません。その後、お調べが大変だというお話でしたけれども、後ほどでも結構ですので、わかる範囲で、各年度ごとにどんな配置になっているのかもお知らせください。

次に、校内人事委員会というのがあると。ご答弁では、これは校長の諮問機関というようなお話でございましたが、これはどうなのでしょう。

私が聞き及びます範囲では、例えば修学旅行委員会だとか、生徒指導委員会だとかというものは別だというふうに聞いております。正式な機関であるのかどうか、それについてお伺いします。

○（学教）指導室長

校内人事委員会の位置づけについてでありますけれども、これについては、学校はそれぞれ状況が違いうので、いわゆる条文のない、規定のない内規として位置づけてある項目でありますし、それから、校務分掌上に校内人事委員会という位置づけのあるものでございまして、その中で、諮問的あるいは補助的な役割を果たす機関であるというふうに私どもは聞いております。

○横田委員

社会通念上といいましょうか、我々がそうだなと思うのは、人事というのは、通常は管理者がするわけですよ。

ところが、人事される側が、自分たちが主体となる人事委員会をつくって、自分たちで人事を決めると。お話によりますと、職員会議で、人事委員会でこう決まったからということで、校内の分掌ですか、あるいは教科担当とかを決めているようなのですが、これはちょっとどうなのでしょう。我々はおかしいと思うのですが、教育委員会のご見解をお伺いしたいと思います。

○（学教）指導室長

人事委員会の性格並びに校長の役割についてでございますが、人事委員会は、校内の人事について、これは具体的には学年担任ですとか校務の分掌等を決定するということは、私どもは正しくないと思います。

各校長からの報告の中では、それぞれさきほど諮問的、補助的と申しましたが、校内の委員会の中で検討されたものを、校長がそれを受けて、校長の判断で決定をする、その上で職員会議等に周知を図るというふうに聞いておりますので、あくまでも校長の指導の下に決定されるべきものである、そういうふうに考えております。

○横田委員

私がお聞きしている先生方の話とは、今の内容はちょっと違うふうに思います。

こういうふうに聞いています。管理職は出席できない。まれにオブザーバーとして出ることがありますが、発言権はない。職員会議で、先生方が、「これから人事委員を決めます」あるいは「人事委員会を開きます」と言って、別室へ行く。そして、決まったことを、「人事委員会でこう決まりました。校長、これでいいですね」と。そうすると、校長は「うん」と言う。こういう形のお話を何点か聞いております。

これは、私どもはちょっとおかしい話であると。こういう校内人事委員会、これが、例えば今回のT T加配についても、教員の方が教科担当を決めているわけですから、この辺の何かおかしい部分があるのではないかというふうに思っております。

職員会議は、これまでと変わりがまして、昨年1月から校長の補助機関とするということで、校長が主宰するということで管理規則が変わりました。しかし、実態はどうかというところは、我々もまだまだ追及していかなければならないところかなと思っております。

学校教育法の第28条、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」とあるわけですね。ですから、人事権は、当然、校長が持っているわけですから、校長が諮問するというのもおかしい話で、これは校長の権限でどんどんやっていただければいいことなわけですが、その辺がちょっと不明瞭といえましょうか、校内人事委員会というのが果たして正式な正規の機関であるのかどうかということも疑わしいということを一言述べておきます。

次に、T T加配の職員会議等の実際の運用面についてお尋ねしたのですが、その中で、校長が加配の趣旨を説明すると。次年度の加配申請をする旨、教職員に徹底を図る。加配対象教科、学年時間数、T Tや少人数授業の指導形態については、「確認をし」となっていてとご答弁をいただきました。

この確認をしたというのは、目的外に使用するというを確認したというふうに理解してよろしいですか。

○（学教）指導室長

この件につきましては、各学校でそれぞれの状況がございますので、どの教科ですとか、それから、その教科の対象学年をどの学年にするか、これについて校内の状況を校長が判断し、そのことを教職員と確認をし、その上で、その確認をもとに教頭が指導計画を作成するという趣旨と私どもの方では受け止めております。

○横田委員

ちょっとよくわかりませんが、指導計画というか、確認をする、T T加配や少人数授業の指導形態について確認をすると。今のお話ですと、多分このときはこういうふうにT Tをやろうかということで確認されたとします。そうすると、教頭が実施計画書をつくる。これも、当然、T Tをやるのだよという計画書になると思います。そうすると、今度はこの報告書を出すわけですが、実際には当然T T加配をしていないわけで、目的外で使用しているわけですから、どこで、やったという、T Tをしたよという報告書が作成されるようになるのかがちょっとわからなかったもので、緊急質問でもお聞きしたのですが、その点はどうか。

○（学教）指導室長

実施計画の作成にかかわってですが、これは、次年度の計画に際しましては、前年度のうちに希望するということになるかと思います。その折、来年度についてはどうするかという各学校の実態を見ながら計画することになります。

その折に、前年度の成果を書くことになりますが、それは10月下旬のことになりますので、さかのぼってその年度の年度当初に、昨年度の計画はこういう形で出ている、今年度はこの計画に従って実施したいということで、校長の方からは各学校で説明をしているというふうに報告を受けております。

その中で、新しい人事構成の中で、校長がその趣旨について説明し、実施計画に従って実施するということを説明する中で、どうしてもその面で十分な合意を得られず、目的外の運用を拡大するという方向にならざるを得なかったと。それが、10月になりまして、次の年度の報告をする折に、結果としては、実施していない状況を記すことになっている、そういうふうに押さえております。

○横田委員

時間がないので余り突っ込んで聞きませんが、ご答弁では、いろいろな教職員と校長、教頭、校長が確認をしたと。その確認をもとにして教頭がうんぬんと。くれぐれも、実際に作成した教頭や管理職だけが例えば処分の対象になるということではなくて、すべて確認をしているという答弁は重いと思いますので、いろいろこれから

の調査などもあるでしょうけれども、実態といいたしめようか、その辺をしっかりと確認していただきたいということを申し添えておきます。

時間がないので、次に進みます。

T Tの最後に、私がお質問をしたのは、これまである、道教委と北教組もですか、それから、局レベル、それから市教委レベルの各種協定書について、今後、教育長はどういうふうにされる方針ですかということをお聞きしたのですが、そのご答弁が簡単にしかなかったと思います。

今後、この上のレベルはここでどうしようもできないことですから、道教委なり後志教育局がすることであろうと思いますので、市レベルの教育についてどうされるおつもりか。例えば、親ガメがこけたらの話がありますが、道教委がこけたらずっとこけるのでしょうかけれども、今のところ、それはいつになるか期待できません。この市レベル、市教委と北教組支部のレベルの協定から変えていこうというか、お話を進めていこうと、あるいは追認しないと、そういったご意思はあるのかどうか、今後の方針についてお伺いいたします。

○教育長

今回のT T加配につきましては、3月1日付けで道の教職員課長の通知が出ておりますが、その時点で、道と北教組本部のものがなくなり、それに従いまして、何と申しますか、局間の確認もなくなり、そして、市教委に対してそれを追認してくださいという指導も全くなくなりましたことから、これは事実上、消滅した、無効のものになった、そう考えております。

○横田委員

このT Tについてはそうだと思います。ほかにもたくさんありますね。それについてもお伺いしたのですが、それについても積極的に追ってお話をさせていただく、あるいは、道教委に破棄するようにどんどん求めていただきたいと思います。

◎国旗・国歌について

最後に、1点です。

国旗・国歌の話になりますが、間もなく卒業式がございます。それで、4定のときに、私は国旗・国歌についてご質問したときに、国歌については指導がまだなされていないのだけれども、3月には当然実施するというお話でございました。

どうでしょうか。現在、各学校で君が代を実際に指導できるのでしょうか。最後にお聞きします。

○（学教）指導室長

今年度に入りまして、国歌の指導状況について、私どもは、各学校の状況把握について、現在の段階で既に指導を終えたという報告をいただいている学校を含めまして、約8割ほどの学校が卒業式までには終了予定であるということで報告を受けておりますので、現在の状況はそういうであろうと思います。

○横田委員

もう一回聞きますが、8割が卒業式までに終了する予定ということですね。現在終わっているところは、まだわからないということですか。

○（学教）指導室長

現在の段階で既に指導を終えたという報告をいただいている学校は2校ございます。

○横田委員

2校ですね。わかりました。

総括のときの斉藤（裕）質問で、研修の話が出まして、研修に行きづらい、雰囲気そういうことだというお話がありました。音楽の授業を教える際も、教えたい先生はいるかもしれませんが、前にも言いましたが、果たして音楽室でポロンポロンと伴奏を弾くのできる雰囲気なのかどうかということもなかなか難しい問題だと思

います。そういう雰囲気づくりも現場では必要だと思いますので、その辺も力を入れて、ぜひ卒業式前までに全校の指導が終わるように期待して、私の質問を終わります。

○成田委員

◎小樽市の財源について

それでは、僕の方から、一般質問に関連するのですが、小樽市の財源の問題で質問させていただきます。

先日からの質問の中に、減債基金がかなり厳しいところに来ているということで、財源について、小樽市の中で何か目新しいものがあつたらと思ひまして、その中で何点か質問させていただきます。

最初に、小樽市の市税の中で、市税の税目の中に当市として何点あるか、14年度の予算ベースの金額を教えてくださいと思います。

○（財政）市民税課長

市税の税目と本市における14年度予算でありますけれども、一つ目は、市民税ということで、個人市民税が45億5,280万円、法人市民税が12億8,020万円、固定資産税として76億7,980万円、軽自動車税が9,205万円、たばこ税が11億1,920万円、特別土地保有税として5,930万円、入湯税が2,490万円、都市計画税が15億1,920万円ということで、税目といたしましては7項目ということになりまして、総体の予算が163億2,745万円ということで見込んでございます。

○成田委員

今7項目の中でいろいろ聞いたのですけれども、この中に軽自動車税の金額が極端に少ないのではないのかなと思ひているのですが、軽自動車税の区分、税率と車の台数、それと金額を教えてくださいと思います。

○（財政）市民税課長

軽自動車税の税率、台数、金額でございますが、大きく分けまして4区分ということになりますけれども、1点は原動機付自転車で、それを細かく分けると4種類ございますけれども、税率は1,000円から2,500円ということになっていまして、台数は4,465台、予算額は4,469万円ということでございます。

軽自動車でございますが、これも6種類に分類をされますけれども、税率は2,400円から7,200円ということで、台数は1万4,061台、予算額が8,138万3,000円ということでございます。

小型特殊自動車は、2種類に分類されますけれども、税率は1,600円と4,700円、台数は617台、予算額は254万円、2類の小型自動車が1,052台で、税率が4,000円ということで、予算額は420万8,000円ということでございます。総体で、2万195台、予算額は、現年度分といたしましては8,960万円ということで見込んでございます。

○成田委員

今教えてもらった軽自動車税の中で、軽4輪に使われているものとして、これは2,400円から7,200円という幅があるのですけれども、これは乗用タイプとフラットタイプと営業タイプがあると思うので、その区分を教えてくださいと思います。

○（財政）市民税課長

軽自動車税のうちの4輪についてのご質問でございますけれども、4輪では、自家用乗用車は税率が7,200円で台数は8,488台、調定金額で申しますと6,111万4,000円、4輪の自家用貨物車は、税率は4,000円ということで、台数は4,262台、1,704万8,000円、4輪の営業用貨物車は、税率が3,000円ということで、台数は124台、37万2,000円ということで、4輪の軽自動車総体といたしましては、台数は1万2,874台、調定金額でございますが、7,853万4,000円ということで見込んでございます。

○成田委員

今いろいろお伺いしたのですけれども、軽と普通乗用車の金額というのはかなり開きがあると思うのですよ。一

般普通乗用車でしたら、税金が自動車税ということで3万円近くから4万円近くまで、こういう金額になりますけれども、軽乗用車というのは同じ道路を走っても、軽だからといっても横を走るわけにはいきませんね。真ん中を走るわけですから、それでいて、税金の金額がかなり低いと思うのです。その辺で、小樽市として、試みとして上げてみるとか、皆さんが庁内で検討していくとか、そういうような感覚というのは、庁内の中で開けないのですか。

○（財政）税務長

ご指摘の件なのですけれども、超過課税するということでございます。財政としては、特別な事情がなければならぬものですので、小樽市の財政だけではなくて、社会経済情勢の中でいろいろ変化していくことも考えられますので、これからの課題として検討していきたいと思います。

○成田委員

小樽市が少しでも財源を増やして豊かな地方自治体をつくっていただきたいと思っています。税金を上げることによって、また、小樽市の市民に対して少しでも行政サービスができるかなと思っています。道路もかなり傷んでいる道路もあります。また、市民要望としても、ロードヒーティングなどはかなりあちこちから要望が上がってきていますので、こういう財源を求めて、そして、そういうロードヒーティングだとか市民サービスの面でやってあげればと思っています。

また、先日、法定外目的税のことでお伺いしました。法定外目的税を、答弁では研究課題として庁内で検討チームをつくるような答弁をいただきました。ぜひこれをやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○（財政）税務長

先日もご答弁申し上げましたが、新規の税の新設となりますと、慎重に対処していかなければならないと思っています。

ただ、いわゆる受益と負担がはっきりとわかる税対象を引くということと、それから、いわゆる公平で中立で簡素という税の基本原則がございますので、この辺のところを念頭に置いて、いましばらく庁内の議論を進めていきたいなというふうに思っています。

○成田委員

何回もくどうですけれども、地方自治体の財源を少しでも豊かにして、小樽市を豊かな地方自治体にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○前田委員

◎NPOについて

それでは、NPOという言葉がありますが、特定非営利活動法人、これについてちょっと入門的な質問になるかと思いますが、まずお聞きしていきたいと思います。

このNPOとは何ぞやということで、このことについて説明をしてください。

○（企画）中塚主幹

ただいまのNPOに関する質問でございますけれども、今、前田委員が既におっしゃられましたとおり、非営利活動団体がNPOそのものでございます。極めて公的ないろいろな分野があるわけで、それに対して市民の皆さんの自主的・自発的な活動により公共的なサービスに非常に貢献していただける団体、そういう活動をする団体、そういうふうに認識してございます。

○前田委員

耳が悪いので、もう少し大きい声で答弁をお願いします。

そういったことで今説明がありましたけれども、NPOの活動範囲というか、行動範囲というか、このことについては、政令というのか、それがあるのかないのかを含めて、この辺をちょっと教えてください。

○（企画）中塚主幹

NPOと申しまして、いわゆる法人格を持っているということを前提条件で答えさせていただきますけれども、平成10年にいわゆるNPO法が施行されました。そういったときに、活動をする法人としての範囲といいますか、条件があるわけでございます。そういった中で、いわゆる特定非営利活動とはという中で、12の分野で、非常に多岐にわたっています。保健・医療分野から始まりまして、青少年健全育成、文化活動、そしてまちづくり、男女共同参画の関係とか、非常に多岐にわたって、いわゆる12項目に一応は限定されている、こういうふうになってございます。

○前田委員

私もちょっと目を通しましたけれども、12項目ありましたね。その12項目のことになるのですけれども、NPO法人設立、これらについて特定な制約、あるいは制限というのはあるのかどうか、この辺についてもお聞かせください。

○（企画）中塚主幹

法律に基づく、いわゆる要件という表現になってございますけれども、そのときには、文字どおり、当然、営利を目的としないということが第一義だと思います。それから、役員の関係で申しますと、いわゆる報酬を受ける者の数は、役員の3分の1以下であるということです。あと、宗教活動、政治活動を主体の目的とはしないと、やはり大きな条件だと思います。それから、10人以上の社員を有する。あと、二、三ありますけれども、主なものとしてはこういったことが挙げられております。

○前田委員

それで、今答弁されたようなことを踏まえて、市内には既に設立されているNPOがあるとお聞きしております。これらの団体数及び活動内容について、詳しくお聞かせください。

○（企画）中塚主幹

市内の活動状況でございますけれども、今、市内で法人格の認証を受けたという団体は9団体ございます。平成12年に一つ、保育関係でまず設けられまして、その後、平成13年、今年になりまして、平成13年中では三つございまして、そのうちには、やはり青少年健全育成の関係が二つ、あと、大きくはまちづくりという分野で認証を受けています。それから、今年に入りまして二つ認証を受けておりまして、いずれもスポーツ振興というふうになつておりますけれども、一つはスキーの関係、それから、先般、先月28日に小樽体育協会が認証を受けた、こういった状況でございます。

○前田委員

それで、これらのNPOの団体というのは、従来の任意団体を衣替えしてNPO化したという団体も含まれていると思います。そういったことで、NPO化したことによりまして、利点というのか、メリットはどのようなものが想定されるのか、ちょっと詳しく聞かせてください。

○（企画）中塚主幹

やはり、NPOの活動自体、従来からいろいろな市民の多種多様なボランティア活動があったわけでございますけれども、ただ、法律に基づいて法人化されたということは、やはり社会的信用が一番大きいということです。それから、寄付を受ける際も、昨年12月に税制改正がありまして、その中でも、NPO法人に対する個人あるいは法人からの寄付行為が行える。そして、寄付した人に対してもやはり税制面での優遇措置が増えたと、やはりこういったようなことが大きいと思います。あるいは、事業所を展開する際にも借りやすいというようなこと、もろもろそういった点があろうかと思います。

○前田委員

メリットというか、利点があるということでご説明もいただきましたけれども、この法人格を得ることによって、今までの任意団体にはない責任、あるいは煩雑な事務処理、こういったことも発生するとお聞きしております。大きな点というか、特徴的なものというのはどういうところなのか、その辺についてもちょっとお聞かせください。

○（企画）中塚主幹

さきほどのメリットに対して、デメリットというようなこともあるかと思います。やはり、事務処理ということで、道の認証を受けているわけですから、毎年、毎年、きちんとした収支報告書、事業計画の内容、きちんとした経理処理もしなければならぬ。それから、法人税、税対策のこともあろうかと思っています。そういった点が、やはり今の状況ではなかなか、これから根づいていくためにはまだまだハードルを超えていかなければならぬ、現時点ではそういう欠点があるのではないかと、こう思います。

○前田委員

これらNPOに行政が期待するものというのはどういうものでしょうか。

○（企画）中塚主幹

行政の立場として、これは、市長から今回の成田委員に対する一般質問にもお答えさせていただいていますけれども、やはり今、行政需要も非常に増えている。そして、その前にいろいろな市民ニーズが時代背景の中で多様化されています。そういったところですから、これまでの行政の取組だけではなくて、やはり、スピーディーに各専門分野の方々の手によってきめ細やかな行政がさらに市民サービスの向上の方に向けられるような活動、こういうことが一番究極の目標になります。こんなふうに考えております。

○前田委員

企画の方に今答弁していただきましたけれども、教育委員会の方にお伺いしていきます。

昨年から手続を進めてこられていた小樽体育協会のNPO化が、この2月28日に北海道から正式に認証されまして、現在、法務局に登記手続中と伺っておりますが、3月中旬には正式にNPOとしての活動をスタートしていく、こういうことですね。

そこで、お伺いいたしますが、教育長の答弁の中にもありましたが、新年度より総合体育館の月曜開館、これにつきまして、小樽体育協会に委託して実施してまいりたい、このようにご答弁をされておられます。委託に関して、競争原理といいますか、こういったことが働くようなことは想定されないのか、これについてお聞かせください。

○社会教育部長

競争原理が働くかどうかということでございますけれども、私どもは、公共施設の管理運営をお願いすることが基本でございます。そういった意味で、さきほど来、NPOの目当てにございましたけれども、そういった公共性の面できちっと平等に公平にでき得るようなということで、これまで時間をかけまして、小樽体育協会さんの方にこの月曜開館の業務をお願いするということでございますので、これについては、競争原理ということよりも、体育協会さんに絞って、ぜひ体育館の月曜開館の管理運営についてお願いをしたい、こういう趣旨で今日までその取組を進めてきました。

○前田委員

そうだから、だれかが私にもさせてくださいよといった場合に、その方を排除できるというか、そういう効力というか、そういうものがこのNPOにはあるのか、ないのかと。だれか競争相手が来た場合には、この辺はどうなのですか。

○社会教育部長

今、私どものいろいろな行政の取組の中で、いろいろな業務委託はしてございますし、現に月曜開館の部分について、そのすべてを小樽体育協会さんをお願いするということではございません。総合体育館でございますと、清

掃だとか、ボイラーとかの関係がございますので、いろいろな形でそれぞれ民間にお願いしている部分がございます。いわゆるお願いする部分としましては、公共施設としての総合体育館の受付業務なり、公金の取扱いなり、そういうことが本年は中心になろうかと思えます。

○前田委員

ちょっと私の聞き方が悪いのかもしれませんが、何かちょっとよくわかりません。

ただ、小樽体育協会がNPO法人となって指定されるのは当然構わないことなのだと思いますけれども、「ちょっと待って、おれにもさせてくれよ」という人が来たときに、「いや、NPOの法人に任せてあるから、あなはちょっとどいてくださいよ」ということになるのか、ならないのかということで、ここまで言えばわかると思いますが、どうなのですか。

○社会教育部長

具体的にそういう、想定のお話だと思いますが、現実にはそういった話合いはございません。今のところ、この体育施設については、いわゆる29団体があって、いろいろな施設があるわけですが、そういう部分では、行政の立場あるいは利用する側の立場からいって、小樽体育協会が最適であるというふうに私どもは認識しております。

ただ、今は想定のお話でございますので、仮にどこからそういったお話があった場合については、これは新たな対応になろうかなと、このように認識しております。

○前田委員

ということは、教育長答弁の中にも、今後の市内の体育施設うんぬんということがあるので、今質問しているわけです。優先的に委託を受けられるのであれば問題はないのですが、そうでないのであれば、これは一般の競争と同じになるわけです。だから、その辺を詳しく聞きたかったわけなのです。

○社会教育部長

わかりました。ちょっと時間をお借りして。

前田議員がおっしゃるように、私どもは、今大変な社会体育施設を行政の直営で持っております。それで、今具体的な話を申し上げますと、今年度は、そういった面での事務局は、実は私ども社会体育課の方で持っております。これについて体育協会さんの方に事務局の移管をしました。これが一つのステップでございます。そして、14年度から、社会体育施設の中で大変市民の要望が強い総合体育館の月曜開館について、これをお願いするという形で、あわせて、NPOの法人を進めていくという過程の中で、総合体育館のみならず、いろいろな施設がございますので、それぞれ行政が直営するよりも違ったもの、メリットの話もありましたが、いわゆる利用する側、それぞれ市民のお立場、利用者のお立場で、団体がたくさんがございますので、そういった面で一番熟知していると。また、これらいろいろな施設がございますので、そのことについても、14年度以降、ぜひ体育協会さんとも管理運営についての業務の拡大をお願いしたいという話は、現に今話を進めている状況にございます。

○前田委員

そういうことで、絶対ではないようなことですね。月曜開館の管理委託に関してはそういうようなニュアンスのようにお聞きいたしました。

それで、平成14年度の予算の中に、総合体育館の月曜開館に伴う経費というのですか、それは600万円が計上されておりますが、この600万円の内訳について、ちょっとお聞かせください。

○（社教）総合体育館長

委員が今おっしゃいました平成14年度教育予算の内訳ですが、管理委託費という部分で、今、部長からご答弁申し上げました受付部分の業務につきましては、いわゆる月曜部分、53日間分で130万円ちょっとでございます。全体的には、管理経費ということで、事業費で110万円、一番かかりますのが燃料光熱費、いわゆる電気、水道等が243万円、それから、清掃、暖房等の委託料がそれぞれ180万円と、暖房が93万円でございます。

以上です。

○前田委員

そうしたら、小樽体育協会に仮に委託されたということになるとしたら、130万円程度の委託費ということになるのですか、どうなのですか。

○（社教）総合体育館長

131万ちょっとでございます。

○前田委員

わかりました。

あと一つは確認です。

補助金は、新年度予算がざっといろいろ出ていますね。その中で、これもずっとそうだったのですが、50万円で1割カットで45万円がずっと小樽体育協会の方へ補助金として出ていましたけれども、NPO化になったことによって、今までどおりの補助金という支出項目で体育協会の方へ支出されても問題は発生しないのか、その辺の見解をちょっと聞かせてください。

○（社教）社会体育課長

小樽体育協会につきましては、例年45万円の補助金を支出してございます。今回、NPOになりましても、45万円の補助金は一向に構わないものと思っております。

○前田委員

補助金という支出項目で構わないのですね。問題は起きないのですね。

○（社教）社会体育課長

問題はないものと思っております。

○前田委員

わかりました。

最後になります。

教育長も、一般質問の答弁の中で、将来的には他の公共施設につきましても管理運営を委託できるよう話を進めていると言われておりますので、教育委員会におかれましても、小樽体育協会がNPOとして今後ますます内容を充実し、健康都市小樽、生涯スポーツを市民に浸透させ、だれしものがスポーツに親しめる環境づくりをし、心身ともに明るく豊かで健康的な市民生活を営むことを目指すとともに、地域スポーツの振興と市民の健康増進に寄与することを目的とした設立趣旨が達成できますように、今後とも、ご指導、ご助言をいただければ大変結構かなと思いますので、最後に教育長のご答弁をいただいて、質問を終わります。

○教育長

体育協会のNPO化は、以前からの目標でございまして、第一歩を踏み出しましたので、これから多くの体育施設が今お話し申し上げた趣旨に沿うよう、NPO化も含めて検討してまいりたい、そう思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○齊藤（裕）委員

◎行革について

行革についてお尋ね申し上げます。

本会議でも質問を申し上げましたけれども、市長答弁によりますと、先進都市の例なども参考にしながら、研究してできるものは進めていくというお考えでありました。これは、今までの行革、民間委託にかかわる答弁と方向

性は同じであろうということなのです。

しかし、代表質問でも申し上げましたけれども、その行革の見直しをいろいろな地域でやっております。というのは、財源問題を解決するためには、2年前、3年前、また、それ以上前につくった行革のさまざま取組、これは基本計画、実施計画、こういうものではもう間に合わないというのが他都市も含めての危機感であります。代表質問では、いろいろと北九州市で病院を売り払ってしまった件であるとか、そういう例を挙げてお話をしました。

そこで、私が今お尋ねしたいのは、もう今からやらなければだめではないかということをお願いしたいわけです。とりあえず見切り発車に近いような形、と申しますのは、民間委託であるとか、民間に対する業務委託、それこそ今の質問にありましたNPOの力を借りる、そういう行為をしてきますと、どうしても市職員の皆さんの生首は切れないわけですから、配置転換という問題が出てきます。これはもう決まり切ったというか、これしか方法はないわけですから、この配置転換をするに当たっては、意向調査に結構時間がかかると言われています。

石川県のある市では、学校給食の現場で全員が正規職員であったと。これを民間委託するということになりましたら、大混乱が起きる。当然ですね。なれた職場から突然ほかの職場と言われても、これは徹底的な議論が起きるわけです。

また、これは小樽市の職員の皆さんにも意見を具申しましたけれども、年をとってからの配置転換はきついという声もあります。できるだけ、まだ柔軟に職場転換をできる、また、しようという意気込みがあるうちにその意向調査を進めていくべきであろうと。これは具体的に申し上げますと、保育所であるとか、調理場であるとか、そういうところが例に挙げられますけれども、そういうところにおられる方々の意向調査等々はされているのでしょうか。また、されるお気持ちはありますでしょうか。

○総務部長

行政改革を進めていく中では、確かに今、委員が言われるとおり、いろいろな委託関係も積極的に考えていかなければいけないというふうに思っております。

そういう中で、例えば例に挙げられた保育所とか、いわゆる調理場の関係については、ほかの施設関係もそうですけれども、専門職員が当たっていたり、それからいろいろな資格などを持っている職員がいたりして、確かに配置転換といいますか、そういう面では、やはり職種の変更改めたいいろいろな配置を考えていかなければならない。それに伴って、今、委員が言われるように、個人の意識調査といいますか、そういうものも至急聞かなければならないというふうに思っております。

そういう中で、今、各部にもいろいろと検討を依頼していますけれども、中でも、やはり今おっしゃるような調理場だとか、そういう面のことは、委託を積極的に考えていかなければならない面も出てくるだろうと思っていて、そういう面をしていったときに、職員の意向調査も必要であります。具体的には、例えば港湾のタグボート関係についても、やはり委託をしたいということで今いろいろ下準備を進めております。その陰には、いわゆる船員の資格を持った職員も抱えているわけですから、そういう職員の配置転換というものもやはり考えていかなければならないという面もありますので、そういう事態が生じたときには積極的な職員対応というか、そういう面も考えていきたいというふうに思っております。

○斉藤（裕）委員

職員課長に尋ねますけれども、ちなみに、保育所の平均給与、市の平均給与、それと、調理場の平均給与というのは、幾らですか。

○（総務）職員課長

14年度の予算で申しますと、単純に、所属しております職員の共済費も含めた額でございますけれども、まず、平均で申しますと、1人当たりで848万5,000円、これが一般会計で算出をします1人当たりの給与の額になります。それと、オタモイ、新光を含めまして、調理場を今のような形で、退職手当は除いてございますので、一般的

なものを給与とお考えいただければというふうに思います。それらの平均で算出しますと、調理場が 859万円ほどになります。それから、保育所につきましては 730万ほど、そういった金額になってございます。

○斉藤（裕）委員

もう既に調理場の方は、平均給与が他の部局よりも上回ってしまっていると。860万円ということになるわけですね。市長答弁には、保育所の問題などで行政サービスが低下するのではないかということをお尋ねしました。「いや、大丈夫だ」と、こうおっしゃっているわけですが、実は、総合社会福祉研究会が主催する保育のセミナー、これは、小泉政権が出した待機児童ゼロに関連するセミナーですが、そのときの全国の事例報告なのです。公立は人事の交流がない専門職配置でなっているものだから、どんどんどんどん平均年齢が上がってくる。そうすると、結果的に、子どもに対するかかわり合いがどうしてもきつくなってくる。かといって、人の増員傾向にはない。つまり、子どもたちにしわ寄せがいつている。これがどうも一般的な考え方です。つまり、このまま放置しておけば、どんどんどんどんこ人件費は上がる、そしてサービスは低下する、こういうことになるのであります。

それで、今、公設民営を積極的に進めるべきではないかなと思うのですけれども、この辺は早急に取り組まなければ、今取り組んだところで、そういう職員の方たちの意向調査や何かを取りまとめるのに何年もかかりますね。今やるべきだという趣旨なのですから、どうですか。

○総務部長

代表質問にもありましたとおり、やはり公設民営といいますか、そういう委託の関係についても、保育所の関係では、新たに新しい制度として民間事業者にも委託できるというようなことになってきたわけです。

そういう中で、確かに、そういう動きをしている都市のことも聞いておりますけれども、小樽市としても、市立の保育所は何か所かありまして、なるべく一定のところに長くならないように、保育所間の人員交流も含めながらやってきているわけです。

しかし、やはり、委員のおっしゃるとおり、確かに年数がたてば保育士の年齢も上がってくるのは当然ですので、そういう面ではいろいろ変化も与えながら、研修も含めながらやっています。

また、いわゆるこの委託そのものの関係につきましても、新しい方向として進んできている都市のことも聞いておりますので、そういう点からも、できるかどうか、その辺をいろいろ事例を勉強しながら、それが可能であれば進めていきたいというふうに思っております。

ただ、おっしゃるように、保育士という専門職を抱えているわけですから、そういう面で、やはり人事配置そのものの関係についても、将来を見通した方向を考えていかなければなりませんので、それも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

今日は、教育が所管の方がおられますので、行革に関連してお尋ねしますが、室内プールの問題を例に出させていただきました。これはやはり、そのときに市長をはじめとする特別な会議があって、そこで政策決定したもののだから、そこにチェックを入れるというか、方針はもう固まっていたと言わんばかりのことを原課から聞きましたけれども、私は、これは問題だと思うのですよ。これが、財政だとか、行革だとか、そういうことにかかわってくると思う。

なぜかという、むだなことだとわかっていながら進んでしまったといういい例だと思うのです。今、計画になかった 2,500万というお金が出てきているのですよ。つまり、3年計画で数千万かけて直せば大丈夫なのですよ、ということで議会の承認を取りつけたわけです。

ところが、実は、その前段としては、こう調べましたと。調べた結果、数千万で大丈夫です、3年間でできます、こうおっしゃっていたものが、実は、ここも壊れました、あそこも壊れました、その壊れたところは実は調べていなかったのですよ、ということなのですよ。

ですから、それぞれの財政の予算見積書などの精査もするのでしょうし、そういうものもきちんと目配せをして、なぜわからなかったか。こういうところが、私は体質的な問題ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○（社教）室内水泳プール館長

劣化診断調査については、本会議で教育長がお答えしましたように、プールが建設後20年を経過していることから、プールの基本施設に絞って調査を行いました。その結果、プール本体は特に問題はなく、3か年計画で改修することとし、現在、その整備を行っております。その後、調査の対象外になっていた外壁、給配水管の損傷について、ご指摘のとおり、多額の支出をお願いすることになった次第であります。

○齊藤（裕）委員

財政に尋ねますけれども、原課からいろいろな予算が上がってくるときに、その将来性を見越してチェックするというのはやはり必要だと思うのですよ。今回の一件などというのはまさしく、これはそれこそ死んだ子の年を数えてもしょうがないですけれども、劣化診断自体のところでミスがあると私は指摘していましたけれども、皆さんはお聞きにならなかった。

こういう将来的な、長期的な展望に立ったチェックというのはできないものなのですか。

○（財政）財政課長

今、プールを例に挙げてのお尋ねだと思いますけれども、一般的に予算査定といいますか、原部との予算ヒアリングというのを予算編成の場合には部長ヒアリングでということです。

ただ、その原部とのやりとりの中で、財政部としては財政部の考えをいろいろお示ししまして検討してもらうことはありますけれども、今回のようなプールにつきましては、財政的な将来負担などを考えて、財政的な面だけでの判断だったのかどうかというのは、私はちょっと承知しておりません。重要な案件につきましては、当然、関係部、所管部が一番詳しいわけですから、関係部を集めて検討して結果を出していただく、そういうような形になるかと思います。

○齊藤（裕）委員

やはり設置費、俗に言うイニシャルコストとランニングコストというのをきちんと見極めなければ今回のような話になる、こう思うのです。ですから、対策としては、予算の編成時に厳しいチェックを入れるということ。原課は原課で費用対効果をきちんと見分けるということであろうと思います。

この件に関して、市長はどうお考えですか。

○市長

総括的にいわゆる施設の民間委託といいますか、そういったものは、今後の財政状況を考えた場合に、すべての施設にわたってその可能性というものを一つずつチェックしていかなければだめだ、そういうふうに思います。今の先進の事例等も本会議でもいろいろ話がありましたので、私どもとしてはそういったものもさらに調査をしながら、できるものはしていきたいと。

ただ、さきほど話がありましたように、職員の問題もありますので、そう簡単ではないのです。しかし、これは、やっぱりやっていかなければならない、やらざるを得ない問題でないかなと思っていますので、前回、議会の本会議でもお答えしたように、そういう方向でやっていきたいと思っています。

○齊藤（裕）委員

この行革に関しては、市長はご専門でしょうから、本当に一日も早く取組をしていただきたい、こう思います。

◎教育の問題について

質問を変えます。教育の問題です。

実は、僕は、横におられる佐々木勝利委員と同じ新聞を持っていまして、「問われる道教委の責任」と。本当は、教育長に聞かないで直接こちらに聞いた方がいいのですけれども、北教組関係者のコメントが載っています。つま

り、組合が強く、国の意向に必ずしも同調しないところがねらわれた、政治的な意図を感じると。さきほどの横田質問にもありました。これは、横田さんとは別の意味で、私はかちんときたのですね。

というのは、この問題は、幸か不幸か言い出しっぱは私みたいな形になってしまっているものですから、そうしたら、北教組関係者の方のコメントというのは、斉藤（裕）が政治的な意図を持ってねらい撃ちしたようなふうにも受け止められまして、非常に心外なのですね。ちなみに、私は無所属なのです。このことについて、市教委はどうお考えですか。政治的な意図を感じますか。

○教育長

冒頭にありました職員団体にかかわる疑義については、コメントできる立場でございませんので、申し訳ないと思います。

ただ、道教委と北教組本部で交わされた、いわゆる道教委の考え方に対する弾力化、そういうことが今回の問題に大きな影響を与えたなということは感じています。

○斉藤（裕）委員

帯広の話が出ました。帯広の事情を、当然、小樽市も、新聞なのか教育局経由なのかはわかりませんが、情報収集はされていると思うのです。

帯広の事例というのはどんな事例なのですか。

○（学教）指導室長

帯広市の事情につきましては、私どもの方では報道の範囲しか承知しておりませんで、大変申し訳ございません。

○斉藤（裕）委員

調べても全然わからなかったのですか。それとも、調べなかったのですか。

○教育長

帯広のことが報道されまして初めて知り、本当に驚きまして、道教委の方に、直接、私が聞きましたが、帯広の方は現在まだ調査をしていない、当面、小樽の問題があるので調査できない、そういうようなお話がございました。

○斉藤（裕）委員

小樽の問題があるので調査できないというのは、それに人手がとられているということですか。

○教育長

たまたま報道の出た日から3日間、道教委は市内全20校の調査がございまして、担当職員は、局も含めて相当人数が入っておりまして、そのような事情もあったのではないかと、私はそう感じています。

○斉藤（裕）委員

道教委の調査が各20校に入ったと。これは、当然、小樽市教委としても、道教委が来たからどうぞ、あとは知りませんよ、勝手にやってください、こういう話ではないと思うのですよ。その状況であるとか、道教委が問題にしている部分であるとか、そういうものは当然掌握されていると思うのですけれども、それはいかがですか。

○教育長

道教委の調査には、教育委員会職員が同行しております。

なお、実は、昨日終わりました、今日、道教委の方に私が出向きまして、今回の調査について詳細をまた尋ねたいと思っておりましたが、このように1日延期になりましたので、明日にでも出向きたい、そう考えております。

○斉藤（裕）委員

同行された市教委の職員の方たちは、主に何を調査されたのですか。これは、学校現場の調査というのは、私は手法も含めて知識がありませんので、教えてください。

○（学教）指導室長

道教委の調査でありますけれども、私どもが伺っておりますのは、実施計画書の記述内容にかかわる、教科です

とか、時数等の計画内容の確認です。それから、学校における運用の実態、それから、指導計画の位置づけはどのようになっているのかという学校における確認、それから、加配にかかわる校長の基本的な考え方、それから、計画どおり実施しなかった理由と、さらには、計画どおり実施できなかったことについての責任の所在にかかわる校長の認識、それから、今後の少人数指導についての取組方針等について聞取りをしているというふうに聞いています。

○齊藤（裕）委員

室長、そこに何かひな形を持っているのですか。ひな形があるのだったら後から見せていただきたいなと思います。

この責任の所在であるとか、校長のコメントなどもあれしていかなければならないのですけれども、例えばどう回答したらいいとか、道教委の質問に対してはどう答えたらいいのでしょうかとか、そういう問い合わせは現場から市教委になかったのですか。

○（学教）指導室長

具体的にはそういう内容についてはございません。

○齊藤（裕）委員

ところで、小学校と中学校の週の持ち時間というのは、教員1人当たりの持ち時間というのは、平均と言ったらいいのでしょうか、おおむね何時間なののでしょうか。できれば、小樽市の平均が何時間、道は何時間、全国は何時間という数字があれば一番ありがたいのです。

○（学教）指導室長

私どもの方では小学校、中学校それぞれについて詳細な把握はしていませんけれども、小学校であれば小学校1年生の担任が25時間、2年生ですと26時間、3年生が28時間、4年生以上が29時間、これはそれぞれ学級担任制です、その時間を担当していくことが原則です。

ただ、その中で、追加指導等がありますと、1時間、2時間前後の時間が授業時数としては減じられることがあろうかと思います。

中学校の方は、現在、1学年30時間の時間割ですけれども、それを教科担任制で持ちますので、正確な数は、ちょっと記憶で申し訳ないのですが、16時間から多いもので20時間前後の時数かなと思います。

これの全道、全国との平均についてはちょっと資料がございませんので、その点はご容赦いただきたいと思います。

○齊藤（裕）委員

これも、新聞報道に書いてあるとおり、小樽は職員数の減で非常に忙しくなったのだ、大変なのだと、こういうのがそこらじゅうの紙面に書かれているといえますか、インタビューに答えられているのですね。

ところが、どうも聞きますと、必ずしも小樽市の教員1人当たりの持ち時間は他都市に比べて決して多くないという声といえますか、回答といえますか、これがあるのです。

実態はどうなのでしょう。

○（学教）指導室長

持ち時数を他都市との比較でということでは私どもは資料がございませんので、その点はお答えできないのでありますけれども、新聞等にありますが定数の削減ということにつきましては、これは、授業時数というよりは学校の校務で、教員それぞれは授業に直接携わるものと校務分掌というのがございます。学校は、今まで、例えば30学級規模の学校ですと、32人くらいの教員でそれぞれの校務を分掌して行っておりましたが、年々、生徒数の減少によりまして、それが20人、18人となりますと、校務の内容としては大きく変わることがないものですから、それを校務分掌として実施していく中で、定数の削減が、何といえますか、多く負担に感じるという内容ではないかなとい

うふうに私は受け止めておりました。

○齊藤（裕）委員

これは、持ち時間の実態を市教委みずから調査されるお気持ちはありますか。

○（学教）指導室長

この持ち時数につきましては、各学校の教育状況によってそれぞれに差があると思いますし、必ずしも時数を比べるということだけでは判断できない面もあろうかと思っております。その点で、現状の中では、他都市の状況の調査という考えは、今、予定は持っておりません。

○齊藤（裕）委員

他都市でなくて、小樽市のことです。

○（学教）指導室長

小樽市内の持ち時数ですか。

○（学教）総務課長

小樽市内の教員の持ち時数につきましては、各年度当初、5月段階での時数につきましては把握しているものがございます。

○齊藤（裕）委員

それは計画段階ですね。要するに、時間割が確定した時の話ですか。それが、そのとおりに行われているかどうか。特にフリーの先生の扱いがどうなっているかということによって、その配置、持ちこまといったらいいのですか、こまを持っている数が動くのだと思うのですね。ですから、当初の配置計画は終わりだと。では、実際に1年間やってみてどうだったか。こういうどうだったかの方を調べるつもりはないのですか。

○学校教育部長

齊藤（裕）委員がおっしゃっているのは、T Tの加配校は20校あるのですけれども、それらの教員の授業実態というか、授業時数と、そういう意味で調べる気はあるか、そういうことであれば、この間お答えしましたとおり、それについては今やっておりますので、でき次第提出したいと思っております。

○齊藤（裕）委員

それはこの前答えていただいたわけで、自分は、小樽全体の持ち時間数を、実際に持った時間数は確認されるお気持ちはないのですか、また、確認した方がいいのではないですかと申し上げているのです。

○教育長

教職員の持ち時間は、4月の当初に学校から教育課程編成届が出てまいります。そして、4月の入学式終了後、直ちに授業に入りますが、1学期と2学期、3学期では授業形態が変わることがあります。例えば、夏ですとプール授業、それから、冬ですとスキー授業がありまして、時間割は各担任の持ち時間が変わるということもありますので、そういうことを含めて調査してみたい、そう考えております。

○齊藤（裕）委員

では、よろしくお願いいたします。

◎四・六協定について

質問の最後になります。

今回、資料をいただきまして、特に四・六協定ですか、非常に不思議だなと思って興味深く読んだのですが、長期休業日は、原則として校外研修日とするというものがあるのですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○（学教）総務課長

今、委員がおっしゃられたのは、長期休業日の勤務の扱いは次のとおりですと、そこの（1）のところだと思います。これにつきましては、長期休業日というのは、児童・生徒が休業日、要するに一般的にいわれる夏休み、冬

休みです。そういうときにつきましては、原則として校外研修日とすると。これは、教特法で言いますと、第6条第2項に、授業に支障がなければ勤務地を離れて校外で研修することができるという条文がありまして、それにとったものだというように思います。

○齊藤（裕）委員

不思議に感じました。原則として、校外研修というのは原則として学校にいるなという話でしょう。あっぺこっぺではないかなと思うのですね。逆さまでないかなと思うのですね。非常に不思議ことなのだなと。

もう一つ、学校行事は原則として日曜・休日に実施しないと。これも、開かれた学校をつくらなければならないと言っているわけですね。昔と違いますか、私が子どものころは、田舎だったものですから、学芸会、運動会ということになると、まちの行事でした。つまり、それは、まちの1年間の風物詩の中でなくてはならなかったものであったと思っています。

こういうことになれば、参加の道というのは、ただでさえ、なかなか学校に足を向けづらいと言っているときに、日曜日を原則的になどということが、果たしてこれは続くのだろうかと思っているのですけれども、どう思われますか。開かれた学校ということと整合性はとれるのでしょうか。

○（学教）総務課長

いわゆる四・六協定なのですが、昭和46年当時ですね、勤務時間は、教員特別措置法の関係で道条例をつくるという前段に、勤務条件の一部として協定としてなされたものだ、そういうふうに理解しています。その際に、一般的には、教職員の時間外勤務といいますか、これとのかかわりで、こういう文面になったというようには推測するのです。今、委員が言われた部分は、これから土曜・日曜が完全週休で休みになれば、そういうことで、やはり開かれた学校とするためには、それら教職員といいますか、学校内部としていろいろ話をされて、そういう中で、今現在も土曜・日曜もやっている学校もございますので、こういう項目とは別に各学校が努力されていくものというように考えております。

○齊藤（裕）委員

これは、教えてくださいということですが、変形労働時間制は採用しないと。この変形労働時間制というのは何を指すのでしょうか。

○（学教）指導室長

基本的に、教員の場合は週に40時間勤務ということで、1日の勤務時間で8時間授業を持っていますが、その勤務の間に休息・休憩を持たなければならないのです。特に休憩時間につきましては、勤務の途中で一斉にとらなければならないというようなことが労基法で定められていたのですが、教員の場合にはそういたしますと、給食等の指導がございますので、どうしても労基法に定められたとおりの時間の1日の勤務の割り振りが難しい。それで、例えば休息や休憩を勤務の前や後ろに持って行って、変形した形で1日の勤務を持つと、これが変形労働時間制と称されているものと理解しています。

○委員長

齊藤委員に申し上げます。

時間になりますので、まとめていただきます。

○齊藤（裕）委員

そうしたら、今やっていることでしょう。今現場で行われているのを指して、変形労働時間制と言うのでしょうか。後ろに持っていったり前に持っていったりというものです。それは採用しないというのは、今やっていることはいけないと書いてあるのですか。どうなのですか。

○（学教）指導室長

確かに、四・六協定では今ありました内容になっていると思いますけれども、実態として、それでは学校の勤務

が立ち行きませんので、それぞれの学校の中で、子どもたちの学習形態に沿った時間帯を結果としてはとっていますということになると思います。

○斉藤（裕）委員

この資料を見せていただきまして不思議だなと思っていたのです。労使とも、今やっていることをやらないということを書いているような協定書に見えるのですね。これは何の意味があるのかなというのが率直な、第7条ですか、これは何なのかなと。これが、ある意味ではバイブルなのですね。北教組と道教委とのバイブルになっているわけですね。バイブルだけど、読めば読むほどよくわからないなというところがたくさんある。

もう一つ聞かせてください。

課外クラブの活動の位置づけについては、社会教育法第2条の関連において検討すると書いています。社会教育法第2条といったら、レクリエーションとか何とかと書いていました。よくわかりません。どういう意味なのか。

○教育長

学校は教育課程に即して授業がやられておりますが、その教育課程上の活動でない活動として部活動というのがあります。中学校のいわゆる運動部の活動、文化部の活動は、いわゆる学校教育と深い関連を持っているけれども、本来は、社会教育法第2条のレクリエーションなり何なりの活動に置くのが当然であるという主張が昔からありまして、それとの関連でそこに記されているものでございます。

また、四・六協定では、今は、決められた13項目、そして覚書の中で5項目について、昨年の9月にこれは廃止するといいますか、これはないものとするということが行われましたが、今ご指摘のように、変形労働時間制とか、これは学校の休息时间、休憩時間を朝の時間に持って行って、そして、本当は8時20分まで来なければならないのを35分までに登校すればいいというふうな流用がされておりましたので、北海道の教職員の実態調査の中で、こういうような休憩時間、休息時間のとり方はまかりならぬということで、今、訂正が始まっております。

それで、都市教育長協議会はそのことを強く受け止めまして、協定書を全面破棄すべきであるという主張をしておりますけれども、労使双方でいろいろ考え方があって、ただいま話し合い、協議の最中である、そういうふうにお聞きしております。今、委員がご指摘の疑問は疑問として存在するのですが、もう少し時間がたたなければはっきりしためどが立たない、そういうふうに感じております。

○斉藤（裕）委員

最後に、市長にお尋ねしたいのですけれども、今回、もちろん市長部局と教育部局は違うわけですから、直接、市長がこうすべきだなどということは言えるお立場にはない、やっぱり、教育の独立性というものを尊重されるべきであろうと思うのです。

しかし、これだけ小樽市の教育というのが取りざたされて、これは残念なことなのかなと私は思っているのです。そして、新聞等々の話を読みますと、どうも必要だったからT T加配はやむを得なかったのだ、根っこにあるのは人手不足なのだ、こういうような理屈が横行しているように感じるのですね。

そこで、市長の感想を求めたいのですけれども、私が問題視した一等最初は虚偽公文書の話だったわけですよ。虚偽文書をつくって予算措置を得たという、ただこれだけの単純な話なのです。私はいろいろなことを総合的に判断してやるのは大切ですけれども、とりあえずは、虚偽文書による予算措置というものを一回解決してから、少人数学級の話であるとか、30人の話であるとか、それは別の場でやって行ってほしい、こう思うのですよ。

それで、市長は、やはり文書管理であるとか、そういうことは非常にお詳しいですけれども、この一連の教育問題をお聞きになって、また見られて、どうお感じですか。感想を最後に聞きたいと思います。

○市長

非常に難しい問題で、感想というよりも、いろいろな過去の経緯、経過があって現在があるのだなという感じが

しています。不適正なものがあれば、すぐ是正をする、そして、正しい教育が行われるように、現場においても市教委の指導においてもやっていただきたいな、こう思っています。

○齊藤（裕）委員

終わります。

○委員長

以上で市民クラブの質疑を終結し、公明党の質疑に移します。（市長退室）

○齊藤（陽）委員

◎T T加配の目的外活用について

ちょっとしつこいようなのですが、T T加配の目的外活用の問題について、多少観点も違いますので、お伺いをさせていただきますと思います。

まず、教育委員会にお伺いをしますけれども、この制度本来の目的ということ自体もちょっとあいまいなのではないかというふうに考えます。T T加配の制度というふうに言われていますけれども、制度本来が、T T以外にもいろいろな指導方法の改善のための教員配置を目指していると。必ずしもT Tだけということではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○（学教）総務課長

そのとおりでございます。

○齊藤（陽）委員

そうなりますと、今回の問題点ということで考えますと、いわゆる申請書、正式には平成13年度少人数授業などきめ細かな指導実施計画調書という、この非常に長い題名の公文書の書き方の問題だということになると思うのですね。T Tを盛り込んだ計画を立てて、それを公に提出して、実際にはT Tを行わないで、いかにも行ったように報告書を書いた、これが問題だということになると思うのです。

制度自体としては、T Tを盛り込まない計画を立てて、そのままT Tを行わなかったという内容の報告をすれば、そういう加配の在り方というか、そういったものもあり得たのか。あるいは、そういうことでは、加配というのはいり得なかったのか。この点について確認したいのです。

○（学教）指導室長

T Tの加配措置でありますけれども、平成5年からこの制度がスタートしていますけれども、これにかかわります、例えば計画変更はあり得るということはいわゆる確認書の中に含まれているのですけれども、私どものところには具体的にどの範囲まで可能なかというようなことの指導は参っておりません。

先日、このことが問題になりましてから、道教委の方から改めて時間とか教科の変更については必要最小限のものとするという趣旨の通知が参りましたので、現在、平成14年度に向けましては実施計画どおりに実施しなければならない、仮に変更があったとしても、大幅なものはいり得ない、教科の変更等についても、よほどの状況がない限りあり得ないのだろうな、そういう理解をし、学校に指導しています。

○齊藤（陽）委員

その変更の問題の前に、そもそもその制度自体として加配があるのですけれども、T Tを盛り込まない計画というもので加配されるという可能性はあったのですか。

○（学教）指導室長

平成13年度計画までは、私の現在の判断ではなかったと思っています。14年度からは総合的な学習の時間等が新たにその対象になってきておりますので、特に中学校におきましては、総合的な学習の時間、さらには選択履修という学習指導方法といいますか、時間がありますが、その面の指導にかかわっては、いわゆるティーム・ティーチ

ングをとらない形でも可能となっているかなと考えております。

○齊藤（陽）委員

ということは、計画書には、必ず、加配を求める場合には、T Tを含む何らかの指導の改善というか、それを盛り込まなければならなかったということですね。これをちょっと確認したいのです。

○（学教）指導室長

さきほどの答弁を一部訂正させていただきます。申し訳ありません。

平成13年度からは、指導法の改善の中に少人数指導の充実に伴うというものが入ってまいりましたので、13年度からはチーム・ティーチングによらないものも可能となっています。

具体的にはどういうものかといいますと、3学級ある学級を学級の枠を超えまして三つのグループをつくる。そうすると教員は2名しか配置されませんので、もう1名加配になった教員をその1学級の指導に当てる、こういう内容が入ってきておりますので、そういう形での指導法の工夫改善を図るということでは可能となっておりました。

○齊藤（陽）委員

ということは、12年度まではT Tを盛り込まない計画の可能性というのはなかったけれども、13年度はあったということなのですね。

それで、しつこいのですが、再度確認です。

T Tを行わなかったということ、そのこと自体が制度の趣旨に反するものではないですね。今、13年度はT Tを行わなくても加配はあり得たということなのですから、T Tを行わなかった、そのことは単純に制度に反しているわけではないですね。この点を確認したいのです。

○（学教）指導室長

制度に反する条件にかかわるところの理解でありますけれども、これはあくまでも役所的に言わせてもらえば実施計画書がございますので、実施計画書に計画された内容に基づいて行われたかどうか、これが趣旨に反するかどうかという判断の分かれ道になっていたかと思います。

ですから、T Tによるか、よらないかというよりは、実施計画書によっていたかどうかということで判断いたします。

○齊藤（陽）委員

ということは、その実施計画に盛られたことを実際に行わないで、虚偽報告をしたというそのことが問題だというふうにとらえてよろしいかと思いますが、それでいいですか。

○学校教育部長

計画書そのものにつきましては、加配を受ける要件に合致するのです。ただ、その中で、成果の欄、これは前年度のことを書くわけですが、その欄に実態と異なる記載をし、かつ、その計画書の中に保護者の意見という欄もあるのですが、そこも実態と異なる記載だと、ここが問題となっている、そういうことでございます。

○齊藤（陽）委員

おいおいにその中身も確認していきたいのですが、ということであれば、制度が想定している指導方法の中身、さきほど一、二ありましたけれども、緊急質問の中でも質問しまして答弁いただいたのですが、非常にわかりづらかったのです。

一斉授業の中での指導上の工夫というのが、まず大前提にあります。その次に、指導の展開に応じた個別指導、それからグループ指導、T T、いわゆるチーム・ティーチングなどの新しい指導方法を取り入れて、さまざまな指導上の工夫ができるような教職員の配置を行うことを目的としたものですというふうに説明がされているわけです。

加配の内容として、具体的に何と何がその加配の対象なのかということについては、具体的にいかがでしょうか。

○教育長

平成5年から12年までは、第6次改善計画の中で、例えばT T加配とかグループ授業とかがありますが、その根底にあるのは複数の教員による指導、ということなのです。複数の教員がグループ指導なり、T Tで1教室に1人、そういう指導に当たる。そういうことであったのが、13年度から、第7次改善計画になりまして、そこに少人数学習指導とか習熟度別学習指導とか、クラスを三つに分けて加配の1人で三つのグループで1人ずつ教員がついて、必ずしも複数の教員の指導でなくてもいいですよ、13年度から変わったのです。

ところが、13年度の実施報告書には、12年度の実施の成果が書いている。12年度はでたらめのことをやっていたのを、13年度の計画書に書いたという指摘です。ですから、それは逃れられなかった、そういう意味です。

○斉藤（陽）委員

実例といいますか、サンプル的に議員の方に配布をされた資料で、例示的に質問をさせていただきたいのです。

T小学校の例を伺いますと、これは最初の時点で回答をいただいた資料の小学校の件の、いわゆる13年度の少人数など、きめ細かな指導実施計画書という小学校のサンプルとして出していただいた資料があるのですけれども、それでちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それを見ますと、まず加配教員の希望数及び必要性という欄があります。それから、目的、成果という欄があります。それから、実施体制の変化、それから、具体的な実施方法といろいろ書いてあるわけです。その中で、いわゆる申請書の中で必要性という欄で、継続してT T指導を実施してきた結果云々というところがありまして、これが、実際には継続してT T指導をしてこなかったの、虚偽である、虚偽報告であるというふうになるのだと思うのですが、この部分についてはこれでよろしいのでしょうか。

○（学教）指導室長

今の部分は、13年度の計画でありますので、現在もこの年度の終了に近づいております。そういう面では、結果として、この文言については前年度のものを引き続き今年度のものに記述されていますので、そのところはご指摘のとおりです。

○斉藤（陽）委員

次に、市民クラブさんの要求資料の中で、3月8日の予算特別委員会という資料の中で、これは3ページ目です。中学校の部分ですが、3ページ目の一番下の欄のS中学校というところで、数学のT T加配というのがあります。この部分で、ここに書いてあるのは、数学でのT T加配、矢印があって、「定数の拡充として活用。（免許外指導の解消等により教科指導と生徒指導の充実を図っていく）」というふうの実施状況が説明されています。

要は、T T加配という希望を出したけれども、実際にはそれを定数の充実として活用したのだという説明があるのです。それで、いただいた資料の中で、このS中学校の資料を見ますと、加配教員の必要性というところにも、あるいは、少人数授業などがきめ細かな指導を行う加配の目的あるいは成果という部分についても、また、校内の実施体制の変化というところでも、一切T Tという言葉はどこにも出てきません。ティーム・ティーチングという言葉は一切ないのですね。

それで、（5）の具体的な実施方法というところですが、ここを読みますと、「数学科において第1学年の3学級、第2学年の2学級、第3学年の2学級のすべてについて、年間を通じて、第1学年2時間、第2学年4時間、第3学年3時間を各学級とも2人の教員が協力して行う」と。ここで初めて、非常に遠慮したような形で、各学級とも2人の教員が協力して行くと、2人の教員がという文言がちょこっと出てくるだけなのです。ですから、その前段の必要性についても、成果についても、それから実施体制の変化についても、ずっとT Tという言葉は一つも出てきません。具体的にも、いわゆるティーム・ティーチングをやるというふうな内容の文言ではないのです。ずっとそういうふうになって、最後に具体的な方法というところで、「2人の教員が」と言っているのです。この「2人の教員が」という文言にしても、これをよくよく読みますと、いわゆるティーム・ティーチングの授業をするという

意味なのか、又は、一つの授業のために事前に2人の教師が意見を交換して、出し合っているいろいろな検討しますよ、そういう協力もありますよというようなニュアンスでも読み取れるような非常に漠然とした表現なのですね。

逆な言い方をしますと、こういう表現で、こういう見方で、責任逃れの書き方になっているのではないのかという見方もできるわけです。この辺については、いかにもTTという言葉は書いていない。何か追及されたら、こんなことは書いていませんよと言いかねないような、そういう読み方もできるくらいに用意周到にTTという言葉はどこにも使っていないのですね。

そういう部分についてはどうなのでしょう。

○（学教）指導室長

資料の方にございますように、ここの学校では数学でのチーム・ティーチング加配ということで教員の加配を要請しておりますので、そういう点では、総体をとらえますと、その趣旨に沿った実施が行われていないというふうに私どもは各学校の状況を聞き取っております。そういう点では、記述の一つ一つの面ももちろんでありますけれども、その根幹に当たる学校の教員配置並びにその活用方法が適切でなかったという判断を現在はいたしております。

○斉藤（陽）委員

もう一点確認なのですが、T小学校の最初の方の例です。2年、3年、4学年においてTT方式により授業方法の改善を図るための加配の継続を希望するということがあって、そのような希望によって加配が認められるという場合に、年度中に1回も実施しないと。そういう変更もあるかもしれませんが、結果的には1回も実施されていないのだと思うのです。現在とはともかく、当時の教育委員会の認識として、そのような極端な変更というか、やると言ったものを結果的にやらなかったというような、そこまでの変更も、今はともかく、当時の認識としてはそういう変更もあるのだというふうに考えられていたのですか。

○（学教）指導室長

例えば、予定100の時間に対して90時間しか実施できないというようなことは、いろいろな学校状況の中で、1年間の中では生じることもあるだろうということは考えておりましたが、今回の事例にあるようなものについてはあり得ないと思っております。

○斉藤（陽）委員

手間どっていますので、進めます。

こういうような確認を、今、調査が入っているということなのですが、各小中学校ごとに、一つひとつの計画と実施状況と、それから、成果、目的、その他についてしっかりと検証する必要があると思うのです。その検証した結果は、どこで明らかになるのかということで、議会にはそういう結果というものが知られる必要があるというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（学教）指導室長

対応については、昨日の道教委の方の調査を見まして、私どもも並行して進めておりますので、その結果については報告させていただきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

次に、確認書のことなのですが、さきほどもお伺いしましたが、いわゆる制度本来の趣旨、それから変更可能な範囲、ここまでは変更できないというような、そういうことをなぜきちっと周知しなかったのか。ましてや、教職員団体とのいわゆる確認書なる文書を、非常にわかりにくい、あいまいなものを逆に周知をしていたということで、なぜこのような不手際というか、そういうことになったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（学教）総務課長

ただいま確認書についてお話があったわけですが、これについては、平成5年当時、やはり当時としては、各局、

市教委、それから各学校の方に周知するというような指示がございまして、そういう形で配布したと。件数については、どうなるかという部分につきましては、北教組はこれを実施するために必要なのだというようなお答えをしておりました。

○斉藤（陽）委員

その混乱を招くというか、あいまいになるという危険性は、市教委としては感じなかったということなのですか、これは、非常に認識が甘いというか、なかなか重大な問題だと思うのです。従来からのいわゆる慣例といったものに流されて、冷静な判断といいますか、それを欠いていたのではないかと、非常に思います。

市教委としては、申請に当たって内容をチェックされていたということです。実施計画については、制度の趣旨に合っているということは確認をされておられたと思うのです。計画どおりに実施されていれば全く問題ないということだと思うのですが、10年にもわたっての長い期間、変更どころか、全く実施されていないということに市教委がなぜ気がつかなかったのか、これは、だれしもが考える素朴な疑問だと思うのです。むしろ、気がついていても、見逃すというか、これはいいのだというか、そういう考えがあったのではないかと、非常にそういうふうに思わざるを得ないのですけれども、この点についてはいかがですか。

○（学教）指導室長

子どもの理解としましては、各学校がそれぞれの年度で細かく教科、実施学年等を踏まえて提出いただいておりますので、この計画に基づいて実施いただいているものというふうに理解してきましたので、結果として10年も同様のことを許してきたということについては、子どもの十分なチェック機能がなかったということで反省はしております。

○斉藤（陽）委員

この問題の最後なのですが、T Tの変更を行って、いろいろな指導の改善を行ったということなのですが、変更した改善の方法として、具体的に教科、専科指導を充実させるとかいろいろあります。T Tはやらなかったけれども、実際はこういうことをやったのだということをもうちょっと具体的に示していただきたいと思います。

○（学教）指導室長

T T以外で各学校は加配教員をどのような形で利用をしてきたかということだと思いますけれども、小中を大きく分けてお答えさせていただきます。

小学校の方では、1校については実施計画どおり実施しておりますし、あと1校については、年間40時間は予定どおりの教科で指導を行っております。また、たまたまこの学校は1年生の生徒数が多かったという事情から、年度当初、その1年生の学級の体育や図工科においてティーム・ティーチングを実施したということの報告も聞いております。残りの小学校につきましては、いわゆる専科指導としまして、音楽などを中心にしまして、1人の先生が、学級担任制ではない形でそれぞれ決まった教科を指導し、そのことによって教育効果を高めるという指導に活用しております。

中学校につきましては、全学校に共通することでありまして、免許外の解消ということを中心に各学校が当たっております。その中で、1校につきましては、教科内容を変更しておりますけれども、ティーム・ティーチングを年間通して実施しております。あと、多くの学校が、総合的な学習の時間あるいは選択履修という学習がありますが、その中で少人数指導の充実に当たっております。具体的には、例えば1学年2学級を三つのグループに分けて、それぞれ教員が1人ずつついて指導するというような内容で教育活動の充実に当たっております。

○斉藤（陽）委員

今のようなご説明なのですが、いわゆる小学校の専科、音楽とか図画工作とか、そういった専科の指導の充実ということなのです。中学校の教科担任というのはわかりますけれども、小学校でも、音楽という科目については、別に加配の部分でなくても、そういった専科指導が一般的に行われていたのではないかと、思うのですが、特にこの

加配によってそういうことがどれだけ可能になったのか。T Tを行わない、いわゆるT Tの計画を立てて、それをT Tをやめてまで特別にやっとな、そういう指導の改善なのかどうかというのは非常に疑わしいのですけれども、この点についてはいかがですか。

○（学教）指導室長

小学校の授業につきましては、現在は、教科担任制、いわゆる専科で教えるという制度がありませんので、学校の定員枠の中で、いわゆる学級担任に当たらない教員が1ないし2おりますので、その教員が当たってきている実態はございます。

ただ、その中で、加配教員がいますと、選択の可能性が広がるということはございまして、そういう中でより広い形の専科の指導を行ってきております。

○斉藤（陽）委員

もう一言だけつけ加えさせていただきたいのですけれども、いわゆるティーム・ティーチングとか加配というのは、習熟度別ですとか、あるいは学習の進路に応じてだとか、そういった形で、個々の子どもたちに、通常の授業ではなかなかできない、よりきめ細かい指導を行うという目的のための加配だと思うのですね。

そういうために加配をされているわけですが、その中で、T Tは行わなかった、けれども、そういう制度の趣旨に沿った形できめ細かい指導をどう行ったかということを知っているのです。それを、いわゆる専科の音楽の指導ができましたという一般論に切り替えてしまっても、本当に少人数の指導にどれだけ役立ったかということでは、非常に問題がずれているのではないかなという気がするのですが、その点はいかがですか。

○（学教）指導室長

少人数指導の充実ということは今ご指摘いただいたとおりでして、小学校において、従来ですと、学習する、学ぶというはっきりとした目的意思がそれぞれの児童・生徒にございました。学習することが、やがて自分の豊かな生活に結びつくということは確信として持っておりましたので、非常に学習に取り組んでいたことと思います。

それが、昨今は、いわゆる学力低下ということも言われておりますけれども、何のために学ぶのかということがあいまいになってくる、そういう社会状況の中で、より個に応じたきめ細かな指導をということが今求められていることと思っています。

そういう点では、確かにご指摘のとおり、現在進めております少人数指導による授業ということは、これからの学習指導の在り方として非常に重要な実施内容であろうと私も判断しています。結果として、学校は、それによらず、運用の弾力化ということで専科指導等に当てておりましたけれども、これについては、結果としてそういう方法をとられていたということで、決してそんなことは、行われていることをもって、今までの指導が目的を達したというふうには考えられませんので、そういうことを十分踏まえて、来年度以降、各学校におかれましては、加配の有無にかかわらず、ティーム・ティーチングを含めて少人数指導等、実践の方途を探っていただきたい。さらには、加配のあった学校については、確実に実施計画に基づいて実施していただきたい、そう指導を強めているところでございます。

○斉藤（陽）委員

なぜこういう問題が起こってしまったのかということについて、改めて徹底的に調査をされることを要望して、この項については終わりたいと思います。

◎ブックスタートについて

次に、ブックスタートの件で1点だけ伺いをさせていただきたいと思います。

昨年3定で、ブックスタートの事業をぜひ小樽でもやった方がいいという意見を提案させていただいたのですが、新聞報道によりますと、明年からこのブックスタートの事業が計画されている、小樽でも行われそうだという非常にうれしいニュースがあったのですけれども、この辺の経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○（社教）図書館長

ブックスタートの開催の経緯、経過についてご説明したいと思います。

昨年9月に、こちらの方でブックスタートの概要についてご説明させていただきました。小樽図書館といたしましては、ブックスタートについて市民のご理解をいただく方向といたしまして、昨年11月に、赤ちゃんの本コーナーということで設置いたしました。このことによって、ブックスタートの意義について利用者、市民の方に理解を得ようという活動でございました。その際に、ボランティア団体さんからの赤ちゃん絵本の寄贈もありましたことから、新聞報道がされました。そして、その新聞報道を見て、その活動を知った絵本児童文学研究センターさんの方から、平成15年度から、資金援助並びに活動の協力の申出がございまして、今現在、双方でスタートに向け協議して、この運びとなったというのが今日までの経過でございます。

○斉藤（陽）委員

予算面では、いわゆる去年の9月にもそういうふうにおっしゃっていたのですが、新生児がおおよそ1,000人いると。年間に大体200万円程度の予算がかかるのだということだったのですが、これについては、絵本児童文学研究センターさんの方で負担をされるということで、小樽の文化・芸術活動の団体の中で非常に貴重な活動をされていると思うのです。さきほどもありましたが、NPOの認証を受けて活動をされるということですが、国、道あるいは市の助成といいますか、支援体制というのはできているのでしょうか。

○（社教）図書館長

国とか道の支援でございすけれども、現在、ブックスタートを開始している自治体は全国で21市町村でございます。そういった中で、国だとか県、道の支援を受けているといった状況は聞いておりません。ですから、恐らくブックスタートそのものが、今現在ある国の補助制度の対象にないのではないかと、こう思っています。

ただ、国だとか道の中では、子どもの読書活動の助成制度というのがあります。これは、恐らく委員もご承知だと思いますけれども、子どもの夢基金助成制度ですか、これは特に子どもを対象とした読書活動に対する支援活動を基本的な柱としております。ですから、これが、赤ちゃんを対象とした絵本の配布活動と申しますか、そういったものに合致するような部分なのか、まだ私どもの方では十分研究しておりません。

けれども、今後、絵本児童文学研究センターさんの意向もありますので、双方で協議しながら、この辺も打合せを進めてみたいと思っております。

○斉藤（陽）委員

図書館の司書の方と、それから保健所の保健師さんが恵庭市の方に視察に行かれたということが新聞に出ていましたけれども、これはどのような情報収集だったのですか。

○（社教）図書館長

先月の22日でしたか、保健師さんと図書館司書がそれぞれ1名ずつ、2名で恵庭市の保健センターと恵庭市立図書館、この2か所を訪問させていただきました。

その目的というのは、やはり、ブックスタートは理論的にはわかっていても、実践現場、そういったものがわからなければ、これからスタートするにしてもなかなかそういったイメージがわいてきません。そういった実践現場と事業の流れについて調査してまいってきたものでございます。

○斉藤（陽）委員

恵庭市の方では、初年度50万円ということで、市が50万円を負担した、市民の寄付が50万円あったということで、100万円で賄われたようなのですが、2年目からは120万円を市で全額負担したということですか。

小樽の場合は、いわゆるNPO法人としての民間団体に負担をしてもらって、そういう格好になるわけですが、この財政面といいますか、さきほども出ていましたが、市民あるいは市内のいろいろな企業などが寄付をしやすくするといいますか、そういう優遇的な制度だとか、そういったものを市として検討されるというお考えはござ

いませんか。

○（社教）図書館長

市としての優遇措置の問題なので、なかなか一図書館長の立場である私が申し上げるような部分ではないと思います。ただ、図書館の方への市民からの声も、いろいろなバックアップをしてくれるという形になれば、今現在、市の方には寄贈といいますか、寄付採納の措置というのは当然でございます。たしか寄付採納の措置をとれば、いわゆる税法上の優遇措置といいますか、税の減免といいますか、そういったものも受けられるように聞いております。ですから、もし一般の企業が参加される場合は、そういった方法、そういった道があるのかなと思います。

ただ、絵本児童文学研究センターさんは、去年の12月26日にNPOの資格を取っています。ですから、これもあ一定の利益を得れば、当然、利益を得た部分の剰余金をいわゆる設置目的に沿って使用することによって、当然、これは税の適用は免れるわけです。

ただ、一般企業という形になれば、やはり市全体として財政の方だとかいろいろなところと研究、協議を積み重ねていかなければならないのではないかと考えております。

○斉藤（陽）委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時50分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、理事者から、発言の申出がございますので、これを許します。

指導室長。

○（学教）指導室長

さきほど斉藤（裕）議員のご質問の変形労働時間制ということについて、私の方から1日の勤務の割り振りということでご答弁いたしましたけれども、誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

変形労働時間制につきましては、就業規則その他で、1か月以内の一定の期間を平均して、1週間の労働時間が40時間を超えない定めをした場合には、その定めにより、特定の日において8時間、又は特定の週において40時間を超えて労働をさせることができるということで、1日の勤務時間ないしは週の勤務時間を8時間、40時間を超えて勤務させることができるという趣旨でした。誤りでしたので、訂正させていただきたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑に入ります。

○佐々木（勝）委員

◎TT加配について

さきほど斉藤（裕）委員の方から、同じ資料を持っているということで、冷静に行きたいと思います。

結論の方から行きます。

斉藤（裕）委員の質問に、市長のまとめ方、答え方の中に、やはり気になって、あれっと思うのは、正しい教育を望むと、こういう言い方でした。それでは、正しい教育とは一体何なのかということを感じたのです。

そのときに、帯広の問題等で、私も、当時、昭和55年前後から、いわゆる教育の正常化と言われて、大きなうね

りといいますか、こういうのがあったのですね。かいつまんで言いますと、中身は、教科書が使われていないと。その根拠は、ページが汚れていない、北大に入る人数も少ない、一体これはどういうことなのだ等々を含めて、何か小樽の教育が進学のスピードについていけないというようなことの問題提起であったのか。そういうようなことも含めて、ここに出てくる帯広というのは、当時考えれば、やはり教育の正常化と言われるように、今度は教育内容まで踏み込んでくるということで、いろいろな指導をするのに、教科書を出したら補助教材というものが、これは現場を預かっていれば当然のことだと思いますけれども、そういう使い方までチェックが入ったということで、今、印象を持ちます。

それで、その手法は何か目的があるのかということは、これは私の感じとり方なのだけれども、現場のいわゆる悩みとか思いとか、そういうことは別にして、内部告発的な資料が飛び交って行って、それがあたかも実態だということ、いつか、にぎわせたというときがあります。

それで、またぞろ、そういうことの延長線にあるのかなというふうに思いつつ、それから年数がたっていますから、内容も変わってくる、それから量も変わってくると。ただ、そういうことが何となく思われてくるというか、正常化と。そのとき考えたら、私どもは、学校現場を含めて、では、真の正常化ということで訴えて、この常任委員会にも来て、小樽の教育が実態として行われている生々しい意見交換をした、こういう経験を持っています。

そういう面で、何かねらいというのか、当時の教育正常化と似たようなことをたどっているなということを感じております。そういう面で、たまたま記事になっている共通の都市については、これは北教組の見解ではなくて、私がこれを読んだときに感じておるということです。

このときにやりとりした中で、本当に正しい教育というのは一体何だろうか。そのときに、やっぱり学んだのは、正しい教育ということで主張している内容は、文部省どおりの教育方針に基づいて現場までしっかりと定着するのだ、文部省どおりの学習指導どおりにやっていけばいいのだ、こういうことの主張なのです。そうすると、最初に申し上げたように、いわゆるそのとおりにやっていけば、かつて北大に何人入ったとか、そういうような受験に合わせる教育をやったりするべきでないかというところに行き着いてしまうわけですね。それではどうなのかということがあって、考えて、教育効果の上がる対策というのは一体何だろうか、そういう面を考えながらやりとりしたことを思い出します。

それで、共通している部分というのは、今のT T加配の問題も、整理すると、いわゆるさきほど委員会の方からも報告がありましたように、長い間の定数改善の中に学習指導方法の一つとしてティーム・ティーチング方式を指導方法として使っていくというか、ああいうものが出てきた。だから、いろいろな形で責任問題が出ますけれども、そういう時代背景といいますか、教育の流れといいますか、そういう背景もきちっと押さえる必要があるのではないかなというふうに私は感じております。

細かい問題については、総務常任委員会等もありますから、そういう中で深めていきたいというふうに思いますが、やはり、今回、取り上げて問題になっているところで、何が問題になったのか。そして、その背景は何かというあたりは、さきほど斉藤（裕）委員もほかの委員も言っていますけれども、もっと広い意味で置かれた教育の環境というか、起きてくる背景というものをしっかりと押さえていただきたいし、自分もその辺は訴えたいというふうに思います。

それから、そういう面で考えますと、方向性として向かうのは、やはりこれからの行政もそうだと思いますけれども、量より質の問題が問われてくるのだらうというふうに思います。そういう面では、質を高めるための教育効果を上げる、今、そういうことにかかっているのではないかなというふうに思います。

それで、私は問題提起させてもらいましたが、いわゆる学校現場では、いろいろな面での反省から、わかる授業、みんながそろってわかる授業と楽しい学校づくりを目指して取り組んでいるということは訴えさせていたきたいというふうに思います。

それにかかわる面で、ある方の観点では、労働環境といいますか、先生方は楽をしているからだ、というように言いますが、ここに来ますと、これは今日の中心テーマなのですが、学校5日制が施行します。完全5日制を目指す。こういうこと一つとっても、きちっとした教育の流れも含めて、それこそ正確な情報が全体にわたっているかどうかということにも問題があるのではないかとこのように思うのです、

そういう面で、T T加配の問題が非常にいい材料になって、みんなで教育論議をしていきたいというふうに思うわけです。そういう面で考えて、T T加配の問題を、小さいところに限定するのではなくて、広い意味でのこれから目指す日本の教育の在り方像を提示してしているわけですから、そういう面で考えて、教育長、このT T加配についての受け止め方、今後に向けての見解を聞かせてください。

○教育長

ただいま、佐々木（勝）議員の教職体験の長い経験の中からもいろいろお話がありました。それについては、いろいろな感想を持ちますけれども、ただいまご質問に出たT T加配のことでお話がありましたので、お答えいたしましたと思います。

T T加配については、申請の段階、実施報告書の段階で、教育委員会が確実に指導することができなかったという誤りを犯して、その指摘を受けて是正せざるを得ないことは実態でありまして、平成14年度に当たっては、正しく実施をしなければいけないと考えております。

しかし、今、心配しておりますことは、例えば小樽に少人数指導の加配が実際に来るかどうかということがありまして、私は、明日にでも行って、小樽の子どもたちにも少人数指導が必要なのだということを強く訴えて、T T加配についてお願いしてきてきたいと、今この問題に対する心情としてはそういうところがございます。

○佐々木（勝）委員

それで、いろいろな形で調査に入るとい部分がありますけれども、やはり、その調査の中にも、現場の声というか、こういうものをしっかりと調査していただきたいというふうに思います。何か枠外のところに外れて行った、一つの目的外のところに使ったというふうに、表面上はそういう見方になっていきますけれども、置かれた環境の中でどのように現場の中での取組といいますか、そういう現場の声も受け止めてちゃんと聞いていただきたいというふうに思います。

よく片手落ちとか言って、これは使ってはならない言葉です。しかし、実態を調べるためには、それぞれの立場でいろいろ考えてやっているわけですから、そういう面で考えると、交渉という言葉をよく聞きますけれども、いろいろな面で学校運営をしていくときには協議するということが中心だというふうに思います。

さきほど、横田委員の方から職員会議の在り方等も含めて注文がありましたけれども、学校現場というのは事務屋ではありません。子どもにどういう教育をしていくか。その条件整備はどうするかということで考えるわけですから、当然、校長の恣意で教育が進められていく、こういうことはないと思います。やはり、現場の先生方を含めてみんなで話を出し合って、よりよい教育効果の上がる方法はどうだろうかと、そういう面で学習のカリキュラムの編成は学校現場に一部あるわけですから、その辺のカリキュラムづくりに関わって一生懸命努力しているという点については、委員会の方ではどういうふうに受け止めていますか。

○（学教）指導室長

それぞれの学校のカリキュラムづくりについてですが、教育課程の編成は各学校で行うというふうに学習指導要領の冒頭にも記されております。それぞれの学校の児童・生徒の発育状況、あるいは地域の状況を押さえる中で、その児童・生徒に一番適した方法を選択し、指導いただくものと思っています。

なお、その中に、やはり少人数指導というのはこれからの課題でありますので、小樽市においても積極的に運用、その指導方法を生かしていくということで、指導室としても指導を強めてまいりたいと思っております。

○佐々木（勝）委員

そういう面で絞られてきたのが、少人数学級の効果といいますか、こういうところによやく日の目が当たってきた部分だというふうに思います。だから、40人学級が10年たって、20年たって、まだその現状にあると、条件整備のためにはどうしなければならないかという声を受け止めてもらいたいというふうに私は思います。T Tはそういう指導法の一つですから、工夫ですから、それと定数改善とは関連はしますね。しかし、区別と関連をしっかりと持って取り組んでいきたいというふうに思います。

◎学校5日制の問題について

次に移ります。

通告してありますから、学校5日制の問題の部分についてです。

今年の4月からというふうに、実施が、これは本当に明治以来の学校6日が5日になるということです。前回の総務常任委員会でも質問しておりましたが、この学校5日制の実施に当たってのまろまろの準備はできているのかなということで総務常任委員会でもお話をさせていただきました。

その辺の部分について、今年予算化されている問題等もありますから、全体とはいかないけれども、学校5日制に向けての、完全実施に向けての市の年度当初予算について、分けてお知らせ願いたい。

○（学教）総務課長

学校完全週5日制に伴いまして、これまで第2、第4土曜日は、児童・生徒が学校の方の体育館を使用したり、図書室を利用したり、そういうまろまろの活動に対して管理者を配置して行ってきたのですが、これを今、全土曜日を開放する、そういう部分で14年度は834万3,000円という予算措置をしているところであります。

○（社教）社会教育課長

私も社会教育関係のことで申しますと、今まで2、4の土曜日と言いましたが、各社会教育施設はそれぞれ2、4のところを、減免の扱いで来ております。そういった部分を、新しく始まります土曜日につきましても拡大していきたい、そういうふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

それだけかという言い方はしませんが、この4月の実施に向けて、総合的な対策が必要だろうというふうに考えて問題提起をしていたつもりなのです。だから、あのときの12月のときは、いわゆる学校の開放事業もどうなるか、それから施設の無料開放についてもどうなるか、これについては正確に申せません。しかし、それらこれらを含めて総合的に考えて、4月の実施に向けて間に合わせたい、こういうふうに聞いたのです。

そうすると、今のお答えは予算化の部分ですから、年度当初の部分ではこれしか予算がないわけですね。ただ、学校開放の部分はちょっと置きます。それから、施設の部分の無料開放の部分は置きます。大きく全体にかかわる問題で、さきほど、T T加配もそうですけれども、学校5日制の完全実施に向けて、今いろいろな形で、心配といいますか、不安といいますか、それが上がっているという部分についてどういうふうに受け止めるか。

一つには、学力の低下であるとか、減らすことによって、いわゆる受験にどうなのかというようなことが取りざたされてきているようです。それが、この学校5日制に向けての一番の不安といいますか、問題点だというふうにマスコミなんかで取り上げられていますけれども、委員会でもう一度確かめます。

学校5日制にするこの目的、それから、何がどう変わるのか、どうしようとしているのか、この辺のところをもう一回聞きたいと思います。

○（学教）指導室佐藤主幹

この4月から学習がどのように変わるかというお尋ねでございますが、例えば、授業時数につきましては縮減されます。学校が週5日制になりますので、それに伴う縮減がなされます。例えば、さきほど室長の方からご答弁申し上げましたように、小学校では4年生から6年生まで29時間ございましたのが27時間、中学校は30時間ございましたのが28時間に縮減されます。それから、それに伴いまして、学習内容につきましても、おおむね3割減というよ

うな内容になってございます。ただし、それにつきましては、基礎・基本的なものに厳選されると。基礎・基本的なものを確実に一人一人の子どもたちに定着が図れるような、そういう取組が求められております。そのほか、特色ある学校づくりを推進するということで、例えば、各学校の創意工夫を凝らした時間割をそれぞれの学校でつくることできる、これが一つ目でございます。

それから、二つ目には、この間、話題になっております総合的な学習の時間は教科書がございません。各学校で、それぞれの地域、子どもの実態に合わせた内容をつくることができます。さらに、さきほどもお話がございました、子どもたちが地域へ出ていく、逆に、地域の方々が学校に来ていただけるような開かれた学校づくり、そのような内容が求められておりますし、その辺の取組がこの4月から進められるものと考えております。

○佐々木（勝）委員

学校の教育課程が変わるということが言われています。本来のこの学校5日制にする目的、ねらい、これについてももう一度お話ししてください。

○（学教）指導室長

学校週5日制のねらいということでございますけれども、これは、明治以来、日本の教育制度は6日制で実施してきました、学校中心の教育ということが進められてまいりました。教育イコール学校と。このことから、一定の学力は子どもたちにつくまわって大きな成果もありましたけれども、近年、特に学んだことが十分に実生活に生きていかない、試験が終わるとすべて忘れてしまう、剥離した学力というようなことが強く言われるようになりまして、学んだことが実生活に結びつくように、そして、一人一人の生き方をしっかりと考えることができるように、そういう学び方を身につけさせなければならない。その中で、学校だけではなくて、学校と地域と家庭がそれぞれの教育機能をもう一度問い直し、相互に連携を図って教育に当たろうと。そういう趣旨から、生きる力をはぐくむという観点で学校週5日制の実施という方向に進んでいると思います。

○佐々木（勝）委員

基本的にはそうだと思うのです。教育内容に関係があれば、今までの詰め込み型教育、これを変えよう、そこにゆとりと生きる力といいますか、そういうものが発展したのだらうということで今動いているという状況で私は受け止めるのです。

しかし、現場といいますか、いわゆる社会の部分については、正しいというか、正確な知識が渡らない。ただ、これについても、学校5日制になることによって、教育現場はどう対応しなければならないかというのは、現場の中でも十分に話をしなければならないというふうに押さえているのです。その面ではね。

そういう点で言えば、今回のいわゆる学校5日制になることによって、今、室長が言ったように、私は、25年ぐらい前でしたか、1975年ですから20年にはなりますね。学校が5日になることによってどういう変化をもたらすのかといったら、さきほどの話の中ではないけれども、社会も、それから家庭も、三位一体で教育を進めていく、こういう仕組みをつくっていかなければ、教育の荒廃の状態は解消できない、こういうふうに私も押さえているのです。

だから、連続的な改革、たまたま学校は5日になるけれども、それによって社会はどう受け止めなければならないか、家庭教育はどうあらなければならないかということに連動した動きになる、こういうふうに私は思っております。いい機会だというふうに思っています。

そういうことで考えて、ここから質問の方に行きますけれども、現在、この学習指導要領に基づく学校5日制の問題を、キャンペーンを張りながら、文部科学省のところではプロジェクトチームをつくって今動いている、ということが報道されていますね。さっきあった中では、一方においては、学力の低下を心配する余りに、放課後とか、そういう中で授業を詰めていっている、宿題も出しているというふうな動きが逆に起きている。そういう不安解消のために、今、文部科学省は一生懸命に説明に回っている、ということなのです。

この辺の状態について、教育長はそのねらいについてわかりますか。

○教育長

内容が3割削減されたということで学力低下は避けられないのではないかという話があります。国際的な学力調査の結果、成績はそんなに変化はなかったのですけれども、学習時間とか、家に帰ってどれぐらい本を読むかというところでは極端に低いといったようなことで、学力問題が心配され、そして、本州の各県各市では、土曜日に学習塾を開きたい、学校に子どもを集めて授業をしたいという声が出ております。

しかし、少なくとも、現時点で、小樽の市教委では、土曜日に子どもたちを学校に登校させて学習をするといったようなことまでは考えておりません。まず、心のゆとり、体のゆとり、もうこれで疲れているのだという声もありますので、そういう心理的な安心感というものをまず味わっていただきたいし、そして、別な面で学力を養成するのに、先日もお話申し上げましたが、例えばもっと本を読むとか、もっと体を動かすとか、そういうところに積極性を促したいなと思います。

しかし、もう一つ心配なことがございます。それは、教職員にも再任用といったような波があって、いわゆる60歳の定年でやめないで、まだ学校で働かなければならない、働きたいという希望の先生を任用するということがあって、新しい若い先生の任用が抑えられるというような問題があって、新しい教職員の環境が生まれますので、一体それにどう対応していったらいいのか、どういうふうにしてエネルギーを維持し、そして子どもたちに向けていくのかということも大きなテーマになるのではないかと、そんなことを今考えております。

○佐々木（勝）委員

私どもも、受け止め方はいろいろあると思いますけれども、やはり、学校も含めて、主役は子どもです。わき役は我々大人社会である。そういう位置づけを考えていった場合に、やはり条件整備、環境整備は我々大人が責任を持って整備していく、こういうことが基本だろうと思っております。

その観点で考えれば、今の話の中で出てくるというか、いろいろ取りざたされている内容は、全国的にこういう動きなのだけれども、小樽はどうなっているのかと、こういうことで、小樽の教育の実情というか、こういう実態をしっかりと理解する中でのやりとりをしたいというふうに思うわけです。ほかでやっているのにどうして小樽ができないのだとか、こういうふうに、短絡とは言いません。やっぱりそういう面でも意見交換をしながら深めていきたいというふうに思いますから、そういう点について、これ以降にまた意見の開陳をしたいというふうに思います。

一番最初の質問に戻りますけれども、そういうことで、各学校では、これからの学校教育というか、プログラムづくりについて、完全学校5日制のもとで生きる力をはぐくむ、新しい学校教育を目指してというようなものは、各学校で周知徹底していく、恐らくこういう取組の中にあるんですね。

このマニュアル的なものというのは委員会の方で作成したのか、各現場に任せたのか。これは、私の子どもが行っている稲穂のものです。このことについて、非常に評価をし、受け止め方の部分について言われてきたけれども、この4月に当たって、各学校でこういうような周知の仕方といいますか、こういうことをやっていますか。

○（学教）指導室長

私どもは、教育内容の具体にかかわりまして、まず何より教員の研修が大事だと、そして、保護者にも新しい学習指導要領の趣旨が十分に理解されているということで、この移行措置の間、2年間、校長会等を通して内容について指導してきております。そこの中では、新しい学習指導要領の趣旨を、毎月、各学校の方に資料として出しておいておりますし、そういう趣旨を踏まえて、今度は学校では保護者に説明ということになっておろうかと思っております。また、もう一方では、文部科学省の方でも、新しい学習指導要領で学校が変わるというパンフレットを作成しておりますので、そういうものも参考にさせていただいているのではないかと、そう思っております。

もう1点は、私どもの方で出前講座の申請といいますか、私どものところで講座を位置づけておりまして、各P

T Aからご案内をいただいたところは直接邪魔して、そこでお話させていただいているということもあります。学校、それから指導室も直接各保護者の方とお会いして、趣旨の徹底を図ってきているというのがこれまでの経過であります。

○佐々木（勝）委員

そうすると、学習指導要領の取扱いを含めてお話をしていると。このとおりという部分というか、編成するのは学校現場にあるわけですから、その趣旨を踏まえて、各学校の実態に合わせた編成をするということはちゃんと押さえているのでしょうかということを言っているのです。

○委員長

佐々木（勝）委員に申し上げますが、お時間になります。

○（学教）指導室長

学習指導要領は、文部科学省の方でも特に言っていますが、最低基準だということでお話がありますので、その最低基準ということはどう押さえてやっていくかということは、今、各学校の課題になっております。

しかし、あくまでも公教育としての水準は学習指導要領に基づくということでもありますので、その趣旨を踏まえながら、どう生かしていくかという点では各学校が創意工夫をしていただきたい、その旨を指導しております。

○佐々木（勝）委員

それで、社会教育と学校教育の接点の部分で、今日のやりとりで結論は出ないです。

各学校現場では、押さえ方とすれば、さっきも話があったけれども、開かれた学校づくりを進め、家庭や地域社会との連携を深めます、こういうふうに訴えているのです。そうしますと、子どもたちは、教育は学校、家庭がそれぞれの機能を十分に発揮して成り立つものだ、学校にすべての面で学ぶことはうんぬんがあって、家庭や地域社会に連動すると。そうすると、今度は、学校と家庭や地域社会との連携、融合が一種の流行語として進めているけれども、学校としては、開かれた学校づくりのために、地域社会と十分連携をとって進めていきたい、こういうふうに訴えているのです。そういう願いに対して、受皿というのであれば、受入れ体制というか、そういう点を踏まえて、総合的な政策というか、方策を、教育となれば学校教育、別な面では社会教育、こうなるわけけれども、この問題に関して、学校教育と社会教育と十分詰めて、政策づくりというか、方策づくりをしていっていただけますかということを聞きたいのです。

○教育長

先日も社会教育部の方でお答えいたしましたけれども、現在、地域のPTAの連合組織でお話をしまして、例えば、地域で子どものためのゼミとか行事を工夫できないかということでお話をしております。先日、朝里地域で40人ほどのPTA関係者が集まってそういうお話をしました。そういうようなことを、できれば、年一遍の花火的なものではなくて、継続的に何回か開いて、それを小樽全体に広げていきたい、そういう試みも考えております。

また、先日お話があって、校長先生に、いわゆるこれから読書とか図書だとか、いろいろなことの指導についても、よい返事というか、明快な答えが返ってこなかったという強いご指摘がありました。教職員は、どうもお父さん、お母さん方との接触の仕方、市民との対応に難しい問題点がたくさんあると思います。それで、来年度は、小学校2校、中学校2校に学校評議員のモデルといいますか、試行というか、そういうものをつくりまして、地域との連携の在り方を探っていきたい。ささやかな試みではございますが、その辺のところから始めたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

私が聞いたのは、教育委員会は、教育委員会サイドで学校教育と社会教育とセクションが分かれているわけです。今回、学校5日制になることによって、小樽のいわゆる学校5日制に対応した、学校教育と社会教育と連動して、そして提携しながら、こういうふうにしようではないかという協議を、総合的な学校5日制に向けた方策づくりと

いうのか、こういうことをしていますかということを知っているのです。

ぜひやってほしいと思っているのですよ。単独になってくると、学校開放については延長線上にある、社会教育の関係も従来やってきたものを延長しますと、これしかないのですよ。それでいいのかという問題をとらえていますので、そういうことです。

○教育長

社会教育と学校教育それぞれから答えますとその一体感が失われますので、ちょっと言葉をお返しするようですが、教育長としての私はその両方の接点でございますので、そういうことでお答えいたしました。

これから、いろいろな事案につきましては、教育委員会にかけて進めてまいりたい。そこでは、学校教育と社会教育の両方から十分な提案を出していきたい、そういうふうに願っております。

○佐々木（勝）委員

あわせて、この間も話しましたが、斉藤（裕）議員も一緒にコメントを求めましたが、これは、かかって教育委員会だけでこれからの子どもの教育に当たるということ、これは、その反省に立って、市挙げて教育をしていくという観点からすれば、市長部局もこの辺を受け止めて、子どもにとっての最善の方策、行政政策をやっぱり打ち立てていくという考え方にならなければならないのではないかというふうに思っております。

◎ワークシェアリングについて

もう一つ言っていたワークシェアリングの関係の部分については、一つのコメントだけで、深める部分については総務常任委員会でやります。

今、小樽でやっている、自治体が行っているワークシェアリングというか、この中身からすれば、報道関係では、いわゆる自治体が、雇用の関係も含めて率先してやっている、こういうふれ込みで、自治体のワークシェアリングということでシリーズになったりしながら出ています。

小樽が行っている現在のワークシェアリングなのか、これは自治体のワークシェアリングの枠内に入るのか、小樽のやっている今の仕事といたしますか、これはどういう位置にあるのか。方法は幾つかあると思うのですが、どの段階なのか。

○（総務）職員課長

私どもはワークシェアリング的ということで考えてございまして、道内の状況を見ますと、13年度の中では、小樽市のほかには苫小牧が私どもと同じような形で、職員が時間外で勤務しているものを臨時職員がそれを受けている、そういった中で行われております。14年度に向けましては、同様の取組が道内の自治体の中で、半数以上のところがそういった形でやりたいというふうに言っております。さらにまた、全国的な状況から見ますと、私どもと同様な形態で、時間外で今まで勤務していたものを臨時職員あるいは嘱託に振り向ける、そういった形では行われております。

ただ、ワークシェアリングとして先進的な外国を見ますと、オランダなりあるいはドイツなり、そういったところでは、あくまでも労働時間を短縮して、それを新たな雇用に結びつける。そういった中で、雇用創出型というふうに呼ばれていて、国全体で大きくとらえるということで動いている部分でございます。

そういった中からしますと、地域の狭いところ、あるいは会社で緊急に雇用を増やす、緊急避難的なワークシェアリングということもあります。どちらがいいということにはならないかとは思いますが、私どもとしては、さまざまな取組の中で、できるものから手をつけてやっていくということです。また、道内、あるいはそれ以外のワークシェアリングに対する取組も参考にしながら、どんな方法がいいのか考えていきたい、そんなふうに思っています。

○佐々木（勝）委員

中身については、また常任委員会でやります。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

共産党に移しますが、市長がおいでになるまでお待ちをお願いします。（「やっついていいでしょう」と呼ぶ者あり）

それでは、共産党の質疑に入ります。

○新谷委員

◎ＴＴ加配の問題について

最初に、ＴＴ加配の問題でお尋ねします。

緊急質問でも言いましたけれども、今度の問題は、私は、やはり道教委の責任は非常に大きいと思います。なぜなら、申請の文書、これを鉛筆書きで提出させて、しかも直させた、こういうことがあります。これは、私自身がある学校から聞いておりますし、教育長も認めていらっしゃいました。そして、新聞でもそういう報道をされています。ですから、これはもう動かしがたい事実であって、こういう指導をしたという道教委に非常に責任があると思います。ここでは、そういうふうに道教委に対して責任ということはお答えづらいかもしれませんが、いかがですか。教育長はどのような見解ですか。

○教育長

道教委の考え方を示した文書が大きな影響を持った、そう考えております。

○新谷委員

さきほど民主党の佐々木（勝）委員からもございましたけれども、14年度のＴＴ加配ですね。これは、教育長はよく頼んでくるということでしたけれども、8日の北野委員の質問では、ＴＴ加配は大丈夫なのかと念押しをしたときに教育長はうなずいたということがあるのですね。

今年は、何校で申請しているのですか。

○教育長

これから決定があると思いますが、10校程度と考えております。

10校程度になったのは、この前もご説明しておりましたが、中学校では総合的な学習とか選択履修とかいろいろあるのですが、小学校での活用の分野が非常に難しくなっておりまして、先日お答えしました、ずっと続けていた稲穂小学校もなかなかできないという事情なので、その辺はご理解いただければと、そう思っております。

○新谷委員

それは、学校みずからの選択であって、道教委から指示されたことではないのですね。

○教育長

道教委からの指示は全くございません。

○新谷委員

それから、人事異動との関係はどういうふうになりますか。

○教育長

人事異動は、現在のところ、11日、今日が内示予定だったのですが、こういうような状況があってできませんで、今のところ、16日内示という予定です。24日に新聞発表ですが、いわゆる新採用教員の採用の問題がありまして、3月いっぱいぎりぎりまで人事異動の作業が続けられると思いますので、そういうこととの関連での心配はまずない、そう見えています。

○新谷委員

緊急質問でも言いましたけれども、今度のＴＴ加配の問題の根っこは、やはり国に責任があると思うのですね。少人数学級は、父母も教師もみんなが願っていることです。それで、毎年、30人以下学級実現の署名、3,000万署

名というのが行われていますけれども、これは本当に多くの署名が寄せられております。今年は、朝日新聞に出ていたのでは、少人数学級16県で実施ということで、これは本当に国民全体が望んでいることです。

そういう希望に対して、少人数学級の効果を認めながら、少人数学級を国の責任でしない、やっぱり、こういう原因があると思うのです。そういう問題があるからこそ、今度の問題が起きたと思うのです。そういうことで、学校も市教委も振り回されたのではないかというふうに思いますけれども、見解はいかがですか。

○教育長

国は、教職員配置の基準を変えまして、国自身は40人定員を維持しておりますが、自治体の判断によっては少人数学級は可能であるということで、今日、朝日新聞で私も見ましたけれども、18県ということが出ております。北海道は、35人以下ということで20校程度が研究をしたいということで、小樽市は、早くその研究の成果が上がって少人数学級が実現できればいいなと、そういうふうに考えております。

今後とも、教育長協議会などを通じまして、国自身が、40人定員ではなくて、少人数学級に踏み込むよう要望を続けてまいりたい、そう考えております。

○新谷委員

それから、北海道がモデル的に35人学級をやるということですね。小樽で、該当するところが小学校2校あると思うのですけれども、積極的に、うちにさしてくださいと、そういうお気持ちはありますか。

○教育長

確かに、小学校で3校あるのですけれども、道教委の研究規模がまだ出ておりません。研究期間が2か年ですから、ひょっとすると、その翌年もやっぱり35人学級を維持するということが条件になるかと思うのです。そういうふうに2か年継続で維持できるかという実態がちょっとまだつかんでおりません。候補については強い関心を持って、立候補したい、そう思っています。

○新谷委員

人数がわからないということですが、もし該当しましたら、ぜひ手を挙げていただきたいと思います。

◎放課後児童クラブについて

次に移ります。

次は、放課後児童クラブについてお伺いいたします。

4月から学校週5日制になりますけれども、現在、土曜日に毎週開設しているところは量徳小学校だけですが、新たに開設するところがありますか。

○（社教）社会教育課長

ただいま土曜日の開設につきましてのご質問でございますが、ただいまの量徳小学校のほかに、あと3校追加をして拡充を図ってまいりたいと考えております。その各校については、幸小学校、桜小学校、朝里小学校、以上の3校でございます。

○新谷委員

新たな3校の開設ですが、どういう基準で判断したのですか。父母の皆さんの希望をとってやったわけですか。

○（社教）社会教育課長

実は、今、各学校では1クラスのクラブと、それから複数のクラブがございまして、複数のクラブをやっておりますのが4校ございまして、複数クラブということターゲットに設置いたしました。それは、やはり、それだけ需要があるといえますか、それだけ希望があるだろうということで、複数でしている3校をまず入れたということです。

それから、もう1点は、東西に長い地形上、見てみますと、西の方は塩谷に児童館がございます。それから、札

幌寄りには銭函サービスセンターの児童クラブがあります。中央部には、いなきたコミセン、児童館がございます。それから、勤労女性センターの中には花園、堺、稲穂の3校の児童を扱っている放課後クラブがございます。そういったところを見ますと、幸、あるいは長橋、それから桜、朝里は、そういうふうになんとなく漏れているというのも変ですが、やはり、そのあたりの児童が伸びているといいますか、少しプラスしたいな、そういった考えでいます。

○新谷委員

児童館を基準にして考えていらっしゃるようですが、実は、最上小学校のあるお母さんが量徳まで連れていくのは大変と、最初からあきらめて、土曜日は行かせていないそうです。やはり、保育所と同じで、近くにあるこそのクラブの意味があると思うのです。また、土曜日で、本当に子どもたちを安全に過ごさせるということも大きな事業だと思いますので、最上だとか、それから、今なかった高島地域だとか、こういう点についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○（社教）社会教育課長

最上の児童は量徳に通いづらいというお話でございまして、そういったお話は私どもには入ってございませんけれども、かなりあろうかと思えます。

高島も含めてそうなのですが、全校にそういったことで拡大できればよろしいのでしょうけれども、なかなか一遍には、それなりの予算とか、そういったことが出てまいりますので、徐々に、地域の実情とか、児童数もこれからは厳しいなということもありますので、そういったことを見ながら、今後の拡充の方向を検討できるものであれば検討していきたい、このように思っております。

○新谷委員

前向きに検討していただきたいと思えます。

どうも気になるのは、何かにつけて予算という言葉が先に出るのですよ、放課後児童クラブは、法律で言えば、おおむね10歳未満の児童だから、拡大していけば4年生くらいまでは認められるのですけれども、今、教室の関係とかで3年生までしか認めていませんね。その3年生も、入れるかどうかかわからないという事態です。

本当に、そういう点では、児童福祉法の学童保育、こういうものに基づいてやっているというふうに思えない部分もあるわけです。ですから、やはり、今の情勢から、働く親も増えているわけですし、子どもたちを安心して預けられる、そういう場所が必要だと思うのです。その中で、預けたくても預けられない、そういう環境はやめるべきで、やはり、きちっとした受入れ体制をつくるということが大事だと思うのです。

その点で、何かといえば、すぐに予算、予算と言うのが私は非常に気になるのですけれども、いかがですか。

○社会教育部長

今、課長から話がありましたけれども、私どもは、この事業について、学校週5日制に4月からなりますが、本当に全校で土曜日も開設できるようなことを目指していくということで、私も第一歩というふうに思っております。さきほど基準の中でも、課長から答弁がありましたけれども、私どもは、ここ数年の一つの傾向というか、統計的なものがどのようになっているのかということをちょっと調べておりまして、ただいま、答弁した既存の、要するに、学校のほかに、稲北の児童館なり、塩谷の児童館、それから、勤労女性センターとか、それから銭函のサービスセンター、そういった既存の受け入れている土曜日ですね。いろいろ施設ございます。そういったことを、まず、今新たに量徳を含めて、幸、それから桜、朝里に、そういう開設土曜日を受け入れるとした場合に、どのくらいの児童をカバーできるのかなという統計的なものを調べましたら、約半分の児童の定員がとりあえず可能である。加えて、こういった拠点校に、周辺として最上のお話もございました。そういった面では、なかなか低学年でございますので難しい点もありますけれども、そういった面での、今言った7小学校の中で、周辺でカバーできるようなところもいろいろ試行してみたいな、このように考えて、今般、こういった拠点校の部分ということを考えますと

というようなことで、まだまだ十分ではございませんけれども、段階的にこういった行政的な手当てを前向きに進めていきたいというふうに考えております。

○新谷委員

前向きに検討していただけるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、終了時間ですが、12月の総務のときに、たしか部長は5時まで延長するという考え方を示されました。この資料を見ますと、4時半前に帰れるのは4分の1くらいですけれども、17時から18時、この時間はやっぱりすごく多いですね。約40%ぐらいです。やはり、前にも言いましたけれども、子どもをひとりで置いておくのは非常に心配だという声が寄せられております。5時までということは、30分延長ですから、それはそれですごく前進したと思うのですけれども、今の実態から出発するような時間の延長というものをもう少しできないのか、その辺をお伺ひします。

○社会教育部長

この事業の長年の課題といいますか、時間をとりあえず5時に帰らせるという形で、平成14年は実施したいというふうに考えます。

さらに、もっと時間をということなのですが、これは4月にその辺のところの実施をさせていただきまして、そういう中で、さらにその辺の検討を加えていきたい、このように思っております。

○新谷委員

検討課題がたくさんあるようですけれども、ぜひ子どもたち、それから働く皆さんの希望にこたえられるような検討というか、実施の方向に向かっていていただきたいというふうに思います。

◎学校図書について

それでは、次に、学校図書についてお伺ひいたします。

さきほど教育長も読書に関して大変いいということで答弁されておりましたけれども、学校図書の14年度の小中の予算は900万円ですね。児童・生徒1人当たりの予算は幾らですか。

○（学教）施設課長

1人当たりの予算は集計しておりませんけれども、本の冊数で申し上げますと、小樽市の場合は、小学校で16冊、中学校で28冊というふうになっています。

実は、この図書費の関係なのですけれども、平成5年に学校図書の整備ということがありまして、当時は文部省で全国的に図書購入ということで予算措置をしております、その当時の考え方が、当時の蔵書の1.5倍を目標にということで、今回こういう冊数で推移しているところでございます。

○新谷委員

幾つかの中学校の図書室を見てきましたけれども、非常に古い本が多いです。古いから悪いということはないのですけれども、これは学校特別委員会でも言いましたが、子どもたちの希望というのは、授業の役に立つものが欲しいと、そういう希望も多いそうです。今の16冊と28冊というのは、こうした古いものも含めたものですか。

○（学教）施設課長

含まれております。

○新谷委員

古い本は、やっぱり、かわいそうではないですか。本当に古くて汚くて、これなら子どもたちはちょっと見る気になれないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。もっと予算をつければと思うのです。

○（学教）施設課長

確かに、私も学校の図書を見て歩いていますけれども、一遍もさわっていないような学校も散見されております。古いから必ずしも悪いということにはなりませんけれども、見た目でも全く触れていないという面では整理する必

要があるのではないかと。

ただ、それに伴いまして、新しい本をどんどん買う予算を増やしていけばいいのしょうけれども、それもなかなか全体の予算の中ですから、毎年継続的に予算措置をしておりますけれども、13年度を見ますと、小中合わせましても 930万円の予算措置をしまして、来年度は 900万ということで、今、計上しているところでございます。

○新谷委員

去年は、子どもの読書活動の推進に関する法律というのも決まりましたね。これでいくと、今年度の国の予算を見れば、本の予算というのは減っているからちょっと矛盾はあるのですけれども、やはり、読書の大切さというのは国でも認められていることです。さっき1人幾らですかと聞いたのは意地悪だったかもしれませんが、1人 857円なので、非常に少ない予算だと思うのですよ。

ですから、何というか、こういった教育環境を整備する、もっとよくするという点で本は非常に大事だと思いますので、ちょっとくどいようすけれども、予算をもっと上げるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○学校教育部長

学校図書費につきましては、去年でしたか、国際児童年ということで、そういった関係で図書費を増額したことがございます。今年度は、たまたま去年より予算が減ってございますけれども、それは中学校の方で3校廃止になる、そういうこともございまして、総体予算は減ってございますが、児童・生徒1人当たりいたしますと必ずしも減っているということはございません。私どもとしては、学校図書費の重要性というのを感じてございますので、これからも必要額の予算が継続されるよう、関係部とも協議しながら進めてまいりたい、このように考えております。

○新谷委員

それから、古い本の廃棄ですが、これは、ほかの市を見ますと、計画的に廃棄していくという計画を立てているところもありますけれども、小樽の場合はどうなっているのですか。

○（学教）施設課長

計画を立てているというふうには聞いておりません。

○新谷委員

学校の考え方も十分尊重しなくてはいけないと思うのですけれども、やはり、うんと古くて汚いものは廃棄にしたらいいのではないかと思います。

それから、学校5日制に向けて、土曜日の図書館、図書室の開放はどうですか。

○（学教）総務課長

学校週5日制に向けましては、今後も同様に、学校によって違いますけれども、図書室、学校体育館等、そういうところは開放していきたい、このように考えています。

○新谷委員

学校によって違うというのは、それは校長先生の判断なのですか。

○（学教）総務課長

それは、来られる児童・生徒の要望といいますか、それによりまして、グラウンドだけとか、体育館だけという場合もございますし、図書室を使いたいということであれば開放するようでございます。

○新谷委員

そうすると、子どもの要望は取り入れられるということですね。

これで、終わります。

○北野委員

◎政府の地方財政計画について

市長の本会議での高階代表質問にかかわって質問させてもらいますが、市長もお認めになっている本市財政に大きな影響を与える政府の地方財政計画のあらましを、まず説明してください。

○（財政）財政課長

地方財政計画のあらましについてでございますが、ご承知のように、地方財政計画は、地方交付税法の第7条の規定に基づきまして作成されております地方段階の歳入歳出総額の見込みに関する調書でございます。平成14年度の地方財政計画の特徴といたしましては、全体規模では8.9%と、1兆7,000億円ほど減となっております。一般歳出では3.3%、2兆4,000億円ほど減となっております。

特徴としましては、まず、地方税が3.7%、1兆3,200億円ほど減となっております。一方で、公債費が5.0%、約6,400億円ほど増えておりますので、その部分の財政不足といいますか、収支不足について、投資的経費、これが9.5%、2兆5,700万円ほど減となっております。

ただ、投資的経費につきましては、歳入において地方債を計上しておりますので、それも、これはすぐ来年以降に返すことになりませんので、それを地方交付税及び地方交付税から振り替えられております臨時財政対策債をもちまして埋めている、そのような構造になっています。

○北野委員

資料を出していただきましたが、平成14年度財源不足の補てん措置、ここで地方にかかわることが書かれているわけです。本市がこれを適用して財源として歳入に計上したものの、その額、それは予算説明書でどこに当たるのかを説明してください。

○（財政）財政課長

まず、この表でございますけれども、通常収支不足がこの表にございます。約10兆6,650億円となっておりますけれども、小樽市の歳入として見ますのは、一番右下の方の臨時財政対策債であります。これにつきましては、説明書の中では、82ページの臨時財政対策債、下から二つ目ですけれども、これにおきまして15億500万の収入を見えています。

あと、もう一つ、歳入として入ってきますのは、左の方の財源対策債でございます。これにつきましては、各事業の中に組み込まれてきますけれども、ページとしましては292ページです。この中にそれぞれ入ってございます。その分を抜き出して明記したものはございませんが、総額で約5億9,300万円ほどございます。

○北野委員

財源対策債として取り込まれているものは、総額では出ないのですか。自治体に関する調べ、292ページのこの中に、課長が説明した財源対策債のことが出ていないのですか。

○（財政）財政課長

この中の普通債等の中に含まれてございますので、さきほど申し上げました数字は、それを拾い出して集計したものでございます。5億9,300万円です。

○北野委員

後でこの説明書のメモをください。

同じく、資料の平成14年度恒久的な減税に係る補てん措置、これの本市が財源として歳入に計上した額について、同じく予算説明書で説明してください。

○（財政）財政課長

今の資料の恒久的な減税に係る補てん措置の部分ですが、まず、右側の上から三つ目に地方特例交付金がございます。地方特例交付金につきましては、26ページで、ここで5億の歳入を見ております。もう一つございます。そのすぐ下になりますけれども、減税補てん債、これにつきましては、さきほどの293ページのその他のところの上

から二つ目の減税補てん債、これは違いました。82ページです。申し訳ございません。下から三つ目ですが、減税補てん債が1億9,700万円増えています。

○北野委員

あとはないのですか。

○（財政）財政課長

あとは、税の一部譲与や交付税に含まれているもののことは、仮に積算されたものがございます。

○北野委員

それで、新年度予算で財源として計上されているものを今説明いただいたのですが、臨時財政対策債、それから財源対策債、この二つは全部借金なのですね。それで、公債費に加算されますから、先のことはともかく、財政健全化計画でうたおうとしている平成17年までの公債費の中で、毎年、毎年どれくらい占めますか。

○（財政）財政課長

まず、財源対策債の方は、それぞれの事業の中に含まれておりますので、その分の公債費が何%か、何%かというのは逆算してございません。

次に、臨時財政対策債でございますけれども、この臨時財政対策債の措置がとられましたのは13年度、今年度からでございます。それで、20年間償還ですが、3年間に限って据え置きになりますので、その部分は11年ぐらいから出てくるというふうに思います。

ただ、これも計算しておりませんから、6億くらいありますので、単純に20年ということになって3,000万円から3,500万円ぐらいが乗ってくるのかなというふうに考えております。

○北野委員

財源対策債は算定していないということだけれども、聞くところによれば、総務常任委員会まで、17年度までの財政健全化計画を出すと言うのですが、その中で公債費の年度ごとをどういうふうにするかということは出てくるのでしょうか。そうしたら、計算しなくても間に合うのですか。これからやるのですか。

○（財政）財政課長

今算定しておりますけれども、その中では全部計算ができています。今申し上げる数字を持っていないということでございます。

○北野委員

準備不足ですね。

次は、同じく、交付税について横書きの資料を出していただいたのですが、これについて地方財政計画との関連で説明をしてください。

○（財政）財政課長

横書きの交付税についてという表でございますけれども、平成14年度の段がございます。これが、今回の平成14年度当初予算案でございます。普通交付税、特別交付税を合わせまして、169億8,400万円となっております。その下にございますのが臨時財政対策債で、さきほどの予算説明書でもご説明しましたけれども、これが15億500万円、トータルとしまして184億8,900万円となっております。

さきほどの交付税の補てん措置の表がございますけれども、さきほどの資料で、一番最初にご説明いたしました平成14年度、財源不足の補てん措置というところがございますが、その表で見ていただいて、一番右の下の臨時財政対策債3兆2,261とありますが、この部分が小樽では15億500万円入っていると。

○北野委員

去年の倍以上だね。

○（財政）財政課長

そうですね。

済みません。後で説明します。それと、その分があります。

表に戻りますけれども、真ん中が14年度ということで、左側が13年度です。13年度当初で見ておりますので、臨時財政対策債6億5,700万円ございますので。この分で一番右側の伸び率で129.07%と。端的に言いますと、交付税の計のところを見ていただくとわかりますが、交付税だけありますと、13年度と14年度を比較しますと、3.5%減、6億1,600万円、これに對しまして、一番下の段の臨時財政対策債を交付税に加えた部分がありますけれども、これを含んで見ますと1.27%、2億3,200万円の増というふうになっている、そういうことでございます。

○北野委員

法令担当の宮腰課長に聞きますけれども、交付税法第6条の3、第2項は何を定めているか、条文を読み上げるだけでなく、わかりやすく説明してください。

○（財政）財政課長

その条文につきましては、普通交付税の総額、それは第6条に定めております交付税措置のうち一定率の総額です。それが、第10条、これは基準財政需要額と基準財政収入額についての項でありますけれども、基準財政収入額が基準財政需要額に不足する額ですね。その部分と、さきほどの交付税総額に著しい差が長期間にある場合には、交付制度改正を行うか、定率の変更を行うものとするというようなことです。

○北野委員

だから、結局、この地方交付税法第6条の3、第2項に、今課長から説明あったように、地方財政計画で地方の不足する分は国が財源手当てをするということが法律で書かれているのですよ。それを、以前からも破っていますけれども、平成13年度から臨時財政対策債を入れて借金に振りかえるわけでしょう。だから、これは交付税と同じだと、あなた方の資料でも交付税の中に、変わっているけれども、加えているわけですよ。これは、100%元利が交付税で、償還のときに見られるからというふうに言っているけれども、しかし、実際には、仮に交付税で手当てされても、公債費に全部回るわけでしょう。だから、現金で来るのとは天と地の違いがあるのですよ。

こういう法律違反をやっていることについて、小樽市の財政を苦しくすると。これは小樽ばかりではありませんけれども、この点について、市長は、高階議員の質問に、財政の苦しい現状についてどう認識されているかということについて触れていないのですよ。

どういう認識を持っているか、改めて伺います。

市長に聞いているのですよ。本会議の答弁では触れていませんよ。国のそういう手当ての変更が小樽市の財政圧迫の大きな要因なのだから。

○財政部長

交付税との関係で財源対策債に振り替わって借金になるということですが、現実には、確かにそういう面で起債ですから借金になるのですけれども、当該年度、いうなれば14年度だけで言いますと、これは借金してもお金として入ってきて、それを使うということです。そういう中で、使用する金額としてといいますか、お金としてはそういう形で一般財源として使えるわけですから、返すときには交付税の中に返済の資金として入ってくるということですから、私どもは、財政運営上、それが支障を来すという認識は今のところないです。

○北野委員

財政部長がそんなことを言うのなら、とんでもない話だよ。そうしたら、後年度、交付税が現金でどんとあるのと、借金返済に全部とられて普通税が不足するというのでは全然違うでしょう。

確かに、今回、今年度使うという分については、僕は別に反対しないよ。臨時財政対策債を使うとか、財源対策債を歳入に見るといえることは何もだめだとは言っていない。

しかし、公債費になってきた場合は、当然違ってくるでしょう。市の財政に全然影響がないと言うのか、財政部

長は。

○財政部長

全然影響ないというか、総額の中で、後年度の交付税がどうなるのかというのはまだわからないわけですね。実際、その年、その年において、交付税は、国税3税の中の一定の割合の中で来てはいますが、足りない分というのは、特別会計であるとか、ほかの今みたいな方法でもって補てんしながらその分の財源を生み出してきています。ですから、実際の中では、その交付税が実際にどれだけ、今年であれば正式には17兆円のもの、19兆という中で、地方財政計画の中で地方の財源が19兆円だという中でこういう措置をとっていますからね。

だから、本来的な交付税の算定だけをすれば17兆円ですから、その部分でそれをどういうふうにするかというのは財源調整ですので、あと、その影響はどうだこうだと言われても、19兆円全部もらえるのであれば別ですね。だから、17兆円のところを19兆円という形にしている、こういうところですからね。

その辺は、ちょっと意見が違いますけれども、私はそう大きく差があるのだとは思ってございません。

○北野委員

だから、財政部長に言えば、すぐあなたはそう答えるから市長に聞いているのだよ。市長も、そんな口車に乗って、どんどんどんどん借金を増やして行って、法律違反なのだから、国のやっていることは。本来、財源手当てをして、地方自治体に借金で財源をつくりなさいというのは交付税法違反ですよ。そうは思いませんか。この点についても触れてください。

○市長

今、財政部長から申し上げましたけれども、国の財政危機といいますか、非常に厳しい財政状況の中で、地方の財源をどう確保するかということで臨時財政対策債というものを含めて国は措置していると。法律違反か違反でないかは国会で審議してほしいのですが、臨時財政対策債を加えて、国は4.5%増加しましたということ言っていますし、そして、それが後年度の元利償還金は、全額、後年度において基準財政需要額に算入するというふうに言っておりますので、その点においては、それでぜひお願いしたいというふうに思っています。

○北野委員

それが悪いと言っていないけれども、現金でもらった方がずっといいでしょう。そんなことははっきりしているでしょう。それで、国で論議してくれと言うけれども、市長はそんなことを言えた立場でないですよ。今回の議案第36号、第37号で、自治法をあなた方が解釈して、法違反でないから、だから、議案に関しては財源が確保されているから、違反でないと言って突っ張ったわけでしょう。

そうしたら、同じ法律で、地方交付税法の中で、第6条の3の第2項でうたわれていることについて、国は平然と法律違反をやっているでしょう。国で論議してくれという話でないですよ。そういうことに対して、あなたの見解を持つことは自由ですから、もう一回答弁してください。

○市長

今の第36号と第37号のことを一緒にされても。

○北野委員

いやいや、法を守るという点では、あなた方は大変頑張ったでしょう。

○市長

財源不足にそういう措置をしたということですから、それは違反になるか、違反にならないかということについては、国会で議論してほしいというふうに言っているわけです。

○北野委員

だから、法律違反をやっている、都合の悪いところはもう政府に物を言わないのです。自分の都合のいいところは、法律だ、法律だと言って頑張るから、だから、私はこの例を引いたのですよ。だから、財政部長も心を入れ

かえてもらわないと、あなたは財政部長の資格があるのかというふうに私は疑いますよ。

今はいいですよ。けれども、だれが考えたって、本来、交付税、あるいはその他の現金で小樽市に手当てされるものと、公債費でもって返していかなければならないような財源対策債とか臨時財政対策債でもって措置するのは、借金払いをするときに全然違うでしょう。そんなことは当たり前の真ん中の話ではないですか。それが、影響ないなどということになれば、これは全然話にならぬということだけ指摘しておきます。

財政部長は心を入れかえてもらわなければだめだということだけ指摘しておきます。

◎市税について

次に、市税について伺いたいと思います。

これも、B4の横書きで資料を出してもらっているものです。この資料を出していただいたのですが、個人市民税の所得割、均等割、法人市民税の法人税割、これは物すごい落込みです。この要因を説明してください。

また、恒久減税の影響額も押さえていたら説明してください。

○（財政）市民税課長

市税の落込みについてでございますが、さまざまな要因が考えられると思いますけれども、主たる要因といたしまして、個人市民税につきましては、人口の減少に伴い納税義務者の減少によるもののほか、景気低迷による所得の減少が考えられるというふうに思います。また、65歳以上の人口が増となってございまして、税法上から見ますと、65歳以上の方につきましては所得の控除額が多くなりまして、所得割がかからずに均等割のみが課税される傾向にありますが、これも一つの要因だというふうに思います。

減税の影響額といたしましては、9年度は減税はございませんでしたので、12年度においては約4億9,100万円の減税の影響があるというふうに考えてございます。

また、均等割につきましても、人口の減少によりまして納税義務者が減少をいたしてございます。

法人市民税につきましてですが、景気の低迷により企業収益の減少等によりまして、法人税が減少しているというような状況と、平成10年度と11年度の2年連続して法人税の税率が引き下げられたことによりまして、法人税割にも影響しているものと考えてございます。

以上です。

○北野委員

質問を予定していたのだけれども、マイカル関係の公債費の資料は以前にいただきました。それから、今質問しました財政健全化計画の平成17年度までの財政対策債の導入額、あるいは臨時財政対策債、これらとマイカルの関連の公債費の合計を答えていただこうと思ったのですが、今は算定していないということだから、これは総務常任委員会のときに、メモでいいですから、答弁できるようにしておいていただきたいということです。

◎扶助費の伸びについて

それから、次に、義務的経費の中で、扶助費の前年度の伸びが2%ということなのですが、その原因を項目別に説明してください。

○（財政）財政課長

扶助費の伸びについてでございますけれども、13年度と14年度を比較しまして、約2%の伸びでございます。

その主なものとしまして、生活保護費で3億1,600万円、約2.4%伸びてございます。そのほか、児童扶養手当、これが市の方に移管されておりますので、これは14年度から新たに増えております。これが2億7,800万円で2.1%の増と。その他、重度医療扶助費で1.9%の減というふうになっております。主なところではそういうことです。

○北野委員

こういう社会的な状況ですから、扶助費がこれからも伸びていくことは市の方も予想していると思うのです。

◎財政状況に対する現状認識について

そこで、市長に伺いますが、本市の財政状況の現状認識についての答弁で、高階議員から聞いても、ここ最近、財政状況に及ぼしている影響について、山田市政も含めた歴代市長の主な事業の結果、あるいはこの総括がないのですよ。

私も、率直に言って、政府の責任による長引く不況が市財政の苦しい大きな要因だということは認めますよ。同時に、だからといって、小樽市独自の市政の在り方によって市財政が苦しくされているのではないかということは不問にできないと思うのですよ。この点について、主な小樽市の事業の結果、財政にどういう影響が出ているかということについては、どういう認識をお持ちですか。

○市長

今の厳しい財政状況というのは、国はもちろんですけれども、地方も含めて、これは小樽ばかりでなくて、全国の各市町村ともに、こういった景気の低迷の中で非常に厳しい財政運営が強いられているということでございます。私も含めて、歴代の市長という話もございましたけれども、これは本会議でも申し上げましたが、確かに公債費が増えてきているということは事実でございます。これは、起債を導入して実施をしてきた事業の中には、やはり、一つは国の景気対策ということで、国と地方とで協調して進めてきたものでもありますし、私どもとしては、特別にこの事業に取り組んだわけではなくて、計画をされている事業の前倒しというようなことで、こういったことをしてきたといえますか、進めてきたという経緯もございます。

そういう点からいけば、こういった事業については、市民生活の向上だとか、あるいはまた、地元経済の活性化、こんな問題につながっておりますので、そういった何の部分がどうだったかというのは、今ちょっと数字がございませぬけれども、そういうことで、議会の皆さん方のご意見を聞きながら進めてきたわけでございますので、ご指摘はご指摘として聞いておきます。

○北野委員

これは、結局、市長みずからの反省がないのですね。また、議会と相談して、議会が決めたことと言っているでしょう。佐野君笑ったけれどもね。それだったら、我々が聞いたように、中島議員が一般質問で聞いたように、議会で決めたのだから、そうしたら決めた与党が悪いのかなというふうに私たちには聞こえるわけです。おれには責任はない、与党だと。あんた方そういうふうになっているのだよ。

それで、さきほど地方財政計画に基づく起債の年度ごとのものはまだ計算していない、算定していないということだから、算定していないのは別にして、以前、平成12年度にいただいた健全化計画、この16ページ、ここに公債費の償還計画が載っているわけです。

一般会計だけでいいのですが、この額はそんなに違わないと思うので、この中に占めるマイカル関連のこれまで公表されている償還額、これは平成12年度、13年度、14年度、15年度、16年度、17年度と、それぞれ幾らで、一般会計の公債費の何%を占めるか、年度ごとに試算して計算していたら報告してください。

○委員長

北野委員に申し上げますが、時間です。

○（財政）財政課長

正直なところ、急なことでしたので、申し訳ありません。14年度、15年度、16年度、17年度ということで、マイカル関連の率だけが間に合っておりますので、14年度で 4.7%、15年度で 5.7%、16年度で 6.4%、17年度で 6.7%程度になるということです。

○北野委員

あなたはどれを基礎にしたかわからないけれども、私は、あなた方からもらった資料で計算すれば、率はどんどん上がっていているのですよ、平成13年度まで。平成12年度のときは、私の計算では、一般会計の公債費に占めるマイカル関連の公債費の%は2%台、2.36%、それから、13年度は4.69%、14年度は5.34%、15年度は6.35%、

16年度は7%台、7%ちょっとですね。17年度は7.62%で、健全化計画で言えば、そんなに額は変わらないですけども、だんだん増えていっているのは財政課長の答弁でも認めているわけですね。

だから、このことで公債費の返還の圧迫を受けるということを我々は指摘しているわけで、このことも、市長が何か自分のことをどうしても語らないから、これはまた別な機会に議論したいと思うのですが、これはやっぱりそういうふうに自覚していただきたいと。これは、改めて、健全化計画が示される総務常任委員会で議論したいというふうに思います。

◎**消防力基準の適正配置計画について**

最後です。

通告していないのですが、この間の質問の続きだから、消防本部にちょっと聞きます。

人員の消防力基準に伴う適正配置計画を検討している、検討しているということだったのですが、めどとしてはいつごろまでに適正配置計画を決定する予定ですか。

○**（消防）総務課長**

今、北野委員から質問がございましたが、私どもは、適正配置計画につきましては、できる限り早い時期と思いまして、できれば来年度中ということで。

○**北野委員**

来年度中ですか。14年度中だね。

○**（消防）総務課長**

はい。

○**北野委員**

終わります。

○**委員長**

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。